



令和5年度政務活動費収支報告書

令和5年5月31日

相模原市議会議長 殿

会派の名称 市民民主クラブ
及び代表者氏名 代表 大沢 洋子
又は会派に所属
しない議員氏名

令和5年4月1日相模原市指令（議総）第2号により交付決定のありました政務活動費の収支につき、相模原市議会政務活動費の交付に関する条例施行規程第8条の規定により次のとおり報告します。

1 収 入 (単位：円)

	金 額	備 考
政務活動費	1, 200, 000	@100, 000×1月×12人

2 支 出 (単位：円)

科 目	金 額	備 考
研究研修費	0	学習団体参加に要した経費
調査旅費	5, 917	ガソリン代等に要した経費
資料作成費	215, 000	調査委託、資料作成に要した経費
資料購入費	22, 095	書籍・資料購入、新聞購読に要した経費
広報費	0	議会活動の市民広報に要した経費
広聴費	0	
人件費	0	
事務所費	98, 834	事務所の設置、業務運営に要した経費
事務費	41, 000	調査研究に係る事務備品に要した経費
合 計	382, 846	

3 残 額 817, 154 円

（注）備考欄には、主たる支出の内容を記載すること。

令和 5 年 度 事 業 報 告 書

会派名 市民民主クラブ
代表 大 沢 洋 子

1、研究研修費

- ・支出実績がなかった。

2、調査旅費

- ・日々の調査研究活動のためのガソリン代を支出した。

3、資料作成費

- ・相模総合補給廠やキャンプ座間等の基地問題、運用実態等に関する調査委託を行った。

4、資料購入費

- ・調査研究のために、書籍、新聞等を購入し、政策研究等に活用した。

5、広報費

- ・支出実績がなかった。

6、広聴費

- ・支出実績がなかった。

7、人件費

- ・支出実績がなかった。

8、事務所費

- ・地域を中心とした調査研究活動を行うため、事務所を設置するとともに、事務所運営に必要な水道・光熱費・駐車場費等への充当、事務備品・消耗品の購入などを行った。

9、事務費

- ・日常的な調査研究活動に必要なコピー機のリース料、プリンタートナーやコピー用紙、事務用品等の購入に充当した。
- ・調査研究活動、情報収集に資するため、固定電話や FAX、携帯電話、インターネット使用料に充当した。

令和5年度 補助事業等実績調書

〔補助金等の交付を受けた者が記入〕

補 助 金 等 の 名 称	相模原市議会政務活動費
補 助 事 業 等 の 名 称	
補 助 事 業 者 等 の 名 称	市民民主クラブ
交 付 金 額	1,200,000円
事 業 実 績	別紙事業報告のとおり ・市内の現地調査を行い、市民意見の聴取や市内課題の把握に努め、政策課題を練り上げることができた。
事 業 成 果 (団体の公益性、社会貢献度)	・基地問題を中心に資料作成に取組み、政策資料・情報の収集を充実させ、調査・研究活動を深めることができた。 ・新聞・書籍等の資料を購入し、調査・研究活動を充実することができた。 ・調査事務所等を運営し、開かれた市政の推進を図った。
自 己 評 価	・政務活動の趣旨を踏まえて活用し、議会活動に必要な調査研究活動の充実が図られた。 ・今後もより充実した議会活動を行なうため、政務活動費の適切かつ効率的な活用を図っていく。

〔所管課が記入〕

所 管 課	議会総務課
電 話 番 号	042-769-8277
補助金等に対する評価	事業実績に対する評価 ☒ 十分な実績が確認される ☐ 不十分 ☐ その他 () 事業成果(団体の公益性、社会貢献度)に対する評価 ☒ 十分な成果(公益性、社会貢献度)が確認される ☐ 不十分 ☐ その他 ()
上のように評価した理由 (課題がある場合の対応方針)	調査研究目的に沿った支出が確認され、金額や態様も妥当であるため。

支 出 書

		代 表 者	経理責任者
			
支 出 年 月 日	2023 年 4 月 30 日		
支 出 科 目	調査旅費		
金 額	2494円		
内 容	4月分 ガソリン代 大沢議員分		
経費算出表			
ガソリン代		9976円 /4=	2494円
合 計			2494円
※複数の支出項目や按分した経費がある場合に記載してください。			
摘 要			
按分率 1 / 4			

※会派に所属しない議員に対する政務活動費の場合は、「代表者」欄を「会派に所属しない議員」欄とし、「経理責任者」欄は使用しない。

ENEOS

ENEOS

ENEOS

納品書(領収書)

2023年04月02日 22:19

売上 上 様 M
6-014428-49993-001
現金フリー
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-04
12.50L *
160円 ¥2,000
(内ガソリン税53.80円 ¥673)
合計 ¥2,000
(消費税10%対象 ¥2,000
内消費税等 ¥182)
お預り ¥2,000
お釣り ¥0

現金でお買い上げの場合は、
領収書にかえてさせて頂きます。
24時間営業

ENEOSフロンティア南関東
セルフ横山SS
神奈川県 相模原市 中央区
横山3-30-6 SS-014428
TEL:042-759-7610
ｼｰﾄNo 4154-02
ﾃﾞｰﾀNo2776-2778
998委託監視員 2023/04/03

納品書(領収書)

2023年04月06日 22:11

売上 上 様 M
6-014428-49993-001
現金フリー
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-04
18.60L *
160円 ¥2,976
(内ガソリン税53.80円 ¥1,001)
合計 ¥2,976
(消費税10%対象 ¥2,976
内消費税等 ¥271)
お預り ¥10,000
お釣り ¥7,024

現金でお買い上げの場合は、
領収書にかえてさせて頂きます。
24時間営業

ENEOSフロンティア南関東
セルフ横山SS
神奈川県 相模原市 中央区
横山3-30-6 SS-014428
TEL:042-759-7610
ｼｰﾄNo 5572-02
ﾃﾞｰﾀNo7639-7641
998委託監視員 2023/04/07

納品書(領収書)

2023年04月29日 17:28

売上 上 様 M
6-014428-49993-001
現金フリー
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-10
18.99L *
158円 ¥3,000
(内ガソリン税53.80円 ¥1,022)
合計 ¥3,000
(消費税10%対象 ¥3,000
内消費税等 ¥273)
お預り ¥3,000
お釣り ¥0

現金でお買い上げの場合は、
領収書にかえてさせて頂きます。
24時間営業

ENEOSフロンティア南関東
セルフ横山SS
神奈川県 相模原市 中央区
横山3-30-6 SS-014428
TEL:042-759-7610
ｼｰﾄNo 6967-04
ﾃﾞｰﾀNo6484-6486
998委託監視員 2023/04/29

お知らせ
燃料価格の表示には政府の補助
金を含んでいます。

ENEOS

納品書(領収書)

2023年04月15日 12:59

売上 上 様 M
6-014428-49993-001
現金フリー
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-07
12.50L *
160円 ¥2,000
(内ガソリン税53.80円 ¥673)
合計 ¥2,000
(消費税10%対象 ¥2,000
内消費税等 ¥182)
お預り ¥2,000
お釣り ¥0

現金でお買い上げの場合は、
領収書にかえてさせて頂きます。
24時間営業

ENEOSフロンティア南関東
セルフ横山SS
神奈川県 相模原市 中央区
横山3-30-6 SS-014428
TEL:042-759-7610
ｼｰﾄNo 1635-03
ﾃﾞｰﾀNo8194-8196
998委託監視員 2023/04/15

支 出 書

		代 表 者	経理責任者
			
支 出 年 月 日	2023 年 4 月 14 日		
支 出 科 目	調査旅費		
金 額	1,994 円		
内 容	ガソリン代4月分 領収書金額1/4 鈴木議員分		
経費算出表			
ガソリン代		4/14 7,978	
合 計			1,994
※複数の支出項目や按分した経費がある場合に記載してください。			
摘 要			
按分1/4			

※会派に所属しない議員に対する政務活動費の場合は、「代表者」欄を「会派に所属しない議員」欄とし、「経理責任者」欄は使用しない。

LINEOS

納品書 (領収書)

2023年04月14日 12:39

十一

現今 6-1 : 1 - 2バ一横 M

05-49991-001

(3) 1) -

西醫藥

天車番

20 00

14-00000 (14-00000) P 02

17,211

မြတ်ဗျာ

¥7,978

(内ガソリン税53.80円) ¥2,540)

合計 ￥7,978

消費税10%対象 ¥7,918

*消費稅等 ¥725)

当に、本報は、日本経済の発展に、力をつくしてまいります。

小俣商事株式会社

ウォッシュライン東林SS

神奈川県相模原市南区

東林間6・1-25

TEL: 042-743-0476 SS-310905

12-4No 0431-01 7'-4No5570-5572

2023/04/14

2023/04/14

※ 領収書等証拠書類は、四隅をしっかりと貼付すること。
※ 領収書等が複数ある場合には、重ならず貼ること。

支 出 書

		代 表 者	経理責任者
			
支 出 年 月 日	2023 年 4 月 24 日		
支 出 科 目	調査旅費		
金 額	1,429 円		
内 容	ガソリン代 仁科分 4月分 $5,716円 \times 1/4 = 1,429$		
経費算出表			
		$5,716 \times 1/4$	1,429
合 計			1,429
※複数の支出項目や按分した経費がある場合に記載してください。			
摘 要			

※会派に所属しない議員に対する政務活動費の場合は、「代表者」欄を「会派に所属しない議員」欄とし、「経理責任者」欄は使用しない。

④

EneJet
ドトールコ-ヒ-

領収書

鶴見石油(株)
相模富士SS
神奈川県相模原市富士見1-8-1
TEL:042-752-5131
2023/04/24(月)15:24
上様
1-32161-00010 07091 0000
売上 現金7リ- 手
レギュラー
000260 ¥5716
37.12L @154.0 L-3 N-7
(内ガソリン税 @53.8 ¥1997)
割引適用(018010)
4円/L,個 割引 済み

小計 ¥5,716
(10%対象 ¥5,716)
内消費税 ¥520
合計 ¥5,716
お預かり ¥10000 お釣 ¥4284
上記にて領収書とさせていただきます
ドトールSMLドリンク30円引き
☆レシートを店内へ☆
発行日より1ヶ月間有効。
レシートで1回限り何杯でもOK!
◎30円引(他の割引と併用不可)
No.3640 担当:0001
POS番号01
2023/04/24 釣銭伝票No.9486

おつり引換券

2023/04/24(月)15:24
釣銭金額 ¥4,284
当日限り有効
2023/04/24 釣銭番号 9486
2 809486 042843



※ 領収書等証拠書類は、四隅をしっかりと貼付すること。
※ 領収書等が複数ある場合には、重ならず貼ること。

支 出 書

代 表 者	経理責任者
	

支 出 年 月 日	2023年4月29日
支 出 科 目	資 料 作 成 費
金 額	105,000円
内 容	基地問題資料収集・作成費 2023年4月分として 2023年4月の厚木基地関連の航空機の動向、離発着訓練や、騒音被害・苦情の状況などについて、実態調査、情報収集、及び、資料作成を委託し、必要な情報・資料を入手した。 基本料金=10,000円 厚木基地の状況調査、5,000円×19回=95,000円 合計=105,000円
経費算出表	
	円
合 計	円
※複数の支出項目や按分した経費がある場合に記載してください。	
摘 要 会派内議員に報告、情報共有。議会質問、委員会質問、視察などに活用。	

※会派に所属しない議員に対する政務活動費の場合は、「代表者」欄を「会派に所属しない議員」欄とし、「経理責任者」欄は使用しない。

調査委託契約書

相模原市議会の会派・市民民主クラブに所属する金子豊貴男（以下、甲という）と神奈川基地調査会（以下、乙という）は、厚木基地を中心とする神奈川県内の基地、及び関連する国内外の基地に関わる事項の調査、情報の収集、資料の作成について、以下の通り委託契約を締結する。

契約内容

1、委託条件

- (1) 甲は、乙に対し、厚木基地に関わる事項の調査を委託する。
- (2) 乙は、甲から委託された調査結果を、文書、写真、電子媒体等により甲に報告する。
- (3) 甲は、乙が報告した調査結果について、調査・研究に活用し、及び乙の了解を得て公表することができる。
- (4) 調査委託期間は、2023年4月1日より2023年4月29日までとする。

2、調査事項

- (1) 厚木基地に関する現地調査による各種情報の収集、特に、航空機の飛行状況及び騒音実態をはじめとする各種データ、基地内の動向等に関する情報の収集、整理、映像による調査・記録。
- (2) 神奈川県内の米軍基地及び関連する基地に関わる調査、情報の収集。
- (3) 厚木基地を中心とする神奈川県内の基地及び関連する国内外の基地に関わる新聞、雑誌、その他のマスコミ情報の収集、調査。

3、契約金額

- (1) 基本料金＝調査事項に対応する各種情報の収集、整理、及び報告等に係る経費として、1月当たり＝10,000円とする。
- (2) 調査費＝現地調査等に係る経費として、1回当たり＝5,000円とする。但し、調査活動の人件費、交通費を含む。
- (3) 経費支払＝甲は契約金額に基づき、乙の行った各月の現地調査、及び各種情報の収集、整理、報告書作成等に係る経費を、月末締めにより翌月5日までに、乙に支払う。但し、1月の限度額を15万円とする。

4、その他

- (1) 乙は、各種調査、情報収集等において、関係法規に抵触してはならない。甲は、乙から得た情報等の活用、公表等において、関連法規に抵触してはならない。
- (2) 甲は、乙から得た情報等の入手先等の公表は留意すること。情報等の複写、甲以外の者への提供等については、別途協議する。
- (3) この調査委託契約に問題が生じた場合には、甲、乙両者の協議により解決する。本契約書は2通作成し、甲、乙両者が保有する。以上。

2023年4月1日

甲 相模原市中央区中央2-11-15
相模原市議会議員（市民民主クラブ所属）
乙 座間市さがみ野1-1-16-501
神奈川基地調査会 代表

金子豊貴男 
矢野 亮 

個別課題・事項の調査（スポット調査）委託契約書

相模原市議会の会派・市民民主クラブに所属する金子豊貴男（以下、甲という）と神奈川基地調査会（以下、乙という）は、厚木基地を中心とする神奈川県内の基地、及び関連する国内外の基地に関わる個別課題・事項の調査（スポット調査）、情報の収集、資料の作成について、以下の通り委託契約を締結する。

契 約 内 容

1、委託条件

- (1) 甲は、乙と協議の上、厚木基地に関わる事項、及び関連する国内外の基地に関わる個別課題・事項の調査（スポット調査）、情報の収集、資料の作成について、乙に委託する。
- (2) 乙は、甲から委託された個別課題・事項の調査（スポット調査）の結果を、文書、写真、電子媒体等により、甲に報告する。
- (3) 甲は、乙が報告した調査結果について、調査・研究に活用し、及び乙の了解を得て公表することができる。
- (4) 甲及び乙は、調査委託費について、協議により1件につき20万円を限度として決定し、甲は、乙の報告後、2週間以内に乙に支払う。
- (5) 調査委託期間は、2023年4月1日より2023年4月29日までとする。

2、調査・委託事項

- (1) 厚木基地、及び関連する国内外の基地、及び関連する国内外の基地に関わる個別課題・事項（スポット課題・事項）に関する調査、結果の報告及び、情報の収集・分析・整理、英文資料の翻訳、及び資料の作成。
- (2) 日米の安全保障政策、及び基地政策の動向、特に本市内の基地に関連する課題・事項について、情報の収集・分析・整理、英文資料の翻訳、及び資料の作成。

3、その他

- (1) 乙は、各種調査、情報収集等において、関係法規に抵触してはならない。甲は、乙から得た情報等の活用、公表等において、関連法規に抵触してはならない。
- (2) 甲は、乙から得た情報等の入手先等について、乙の了解の下に公表することができる。情報等の複写、甲以外の者への提供等については、別途協議する。
- (3) この調査委託契約に問題が生じた場合には、甲、乙両者の協議により解決する。本契約書は2通作成し、甲、乙両者が保有する。

以上。

2023年4月1日

甲 相模原市中央区中央2-11-15
相模原市議会議員（市民民主クラブ所属）

金 子 豊 貴 男



乙 座間市さがみ野1-1-16-501
神 奈 川 基 地 調 査 会 代 表

矢 野



領 収 書

2023 年 4 月 29 日

相模原市議会市民民主クラブ様

¥105,000-

基地調査委託費 2023 年 4 月分として

神奈川基地調査会 矢野 亮
座間市さがみ野 1-1-16-501



厚木基地に関する神奈川基地調査会

調査報告書 2023年4月

厚木基地の動きについて、4月1日から29日までの航空機の飛行状況等を現地調査、記録、分析した。

4月分の、厚木基地の騒音被害に関する、自治体への苦情の件数を情報公開で入手し、報告する。

厚木基地現地調査日

4月	3日	厚木基地
4月	4日	厚木基地
4月	5日	厚木基地
4月	6日	厚木基地
4月	10日	厚木基地
4月	11日	厚木基地
4月	12日	厚木基地
4月	13日	厚木基地
4月	14日	厚木基地
4月	17日	厚木基地
4月	18日	厚木基地
4月	19日	厚木基地
4月	20日	厚木基地
4月	21日	厚木基地
4月	22日	厚木基地
4月	24日	厚木基地
4月	25日	厚木基地
4月	27日	厚木基地
4月	28日	厚木基地

現地調査 計19日 調査



23.4.3-kotake (1)



23.4.3-kotake (2)



23.4.3-kotake (3)



23.4.3-kotake (4)



23.4.3-kotake (5)



23.4.3-kotake (6)



23.4.3-kotake (7)



23.4.3-kotake (8)



23.4.3-kotake (9)



23.4.3-kotake (10)



23.4.3-kotake (11)



23.4.3-kotake (12)



23.4.3-kotake (13)



23.4.3-kotake (14)



23.4.3-kotake (15)



23.4.3-kotake (16)



23.4.3-kotake (17)



23.4.3-kotake (18)



23.4.3-kotake (19)



23.4.3-kotake (20)



23.4.3-kotake (21)



23.4.3-kotake (22)



23.4.3-kotake (23)



23.4.3-kotake (24)



23.4.3-kotake (25)



23.4.6-yano (1)



23.4.6-yano (2)



23.4.6-yano (3)



23.4.6-yano (4)



23.4.6-yano (5)



23.4.6-yano (6)



23.4.6-yano (7)



23.4.6-yano (8)



23.4.6-yano (9)



23.4.6-yano (10)



23.4.6-yano (11)



23.4.6-yano (12)



23.4.6-yano (13)



23.4.6-yano (14)



23.4.6-yano (15)



23.4.6-yano (16)



23.4.6-yano (17)



23.4.6-yano (18)



23.4.6-yano (19)



23.4.6-yano (20)



23.4.6-yano (21)



23.4.6-yano (22)



23.4.6-yano (23)



23.4.6-yano (24)



23.4.6-yano (25)



23.4.6-yano (26)



23.4.10-yano (2)



23.4.10-yano (3)



23.4.10-yano (4)



23.4.10-yano (5)



23.4.10-yano (6)



23.4.10-yano (7)



23.4.10-yano (8)



23.4.10-yano (9)



23.4.10-yano (10)



23.4.10-yano (11)



23.4.10-yano (12)



23.4.10-yano (13)



23.4.10-yano (14)



23.4.10-yano (15)



23.4.10-yano (16)



23.4.10-yano (17)



23.4.10-yano (18)



23.4.10-yano (19)



23.4.10-yano (20)



23.4.10-yano (21)



23.4.10-yano (22)



23.4.10-yano (23)



23.4.10-yano (24)



23.4.10-yano (25)



23.4.10-yano (26)



23.4.10-yano (27)



23.4.10-yano (28)



23.4.10-yano (29)



23.4.10-yano (30)



23.4.10-yano (31)



23.4.10-yano (32)



23.4.10-yano (33)



23.4.10-yano (34)



23.4.10-yano (35)



23.4.10-yano (1)



23.4.11-kazato (1)



23.4.11-kazato (2)



23.4.11-kazato (3)



23.4.11-kazato (4)



23.4.11-kazato (5)



23.4.11-kazato (6)



23.4.11-kazato (7)



23.4.11-kazato (8)



23.4.11-kazato (9)



23.4.11-kazato (10)



23.4.11-kazato (11)



23.4.11-kazato (12)



23.4.11-kazato (13)



23.4.11-kazato (14)



23.4.11-kazato (15)



23.4.11-kazato (16)



23.4.11-kazato (17)



23.4.11-kazato (18)



23.4.11-kazato (19)



23.4.11-kazato (20)



23.4.11-kazato (21)



23.4.11-kazato (22)



23.4.11-kazato (23)



23.4.11-kazato (24)



23.4.11-kazato (25)



23.4.11-kazato (26)



23.4.11-kazato (27)



23.4.11-kazato (28)



23.4.11-kazato (29)



23.4.11-kazato (30)



23.4.11-kazato (31)



23.4.11-kazato (32)



23.4.11-kazato (33)



23.4.11-kazato (34)



23.4.11-kazato (35)



23.4.12-yano (1)



23.4.12-yano (2)



23.4.12-yano (3)



23.4.12-yano (4)



23.4.12-yano (5)



23.4.12-yano (6)



23.4.12-yano (7)



23.4.12-yano (8)



23.4.12-yano (9)



23.4.12-yano (10)



23.4.12-yano (11)



23.4.12-yano (12)



23.4.12-yano (13)



23.4.12-yano (14)



23.4.12-yano (15)



23.4.12-yano (16)



23.4.12-yano (17)



23.4.12-yano (18)



23.4.12-yano (19)



23.4.12-yano (20)



23.4.12-yano (21)



23.4.12-yano (22)



23.4.12-yano (23)



23.4.12-yano (24)



23.4.12-yano (25)



23.4.12-yano (26)



23.4.12-yano (27)



23.4.12-yano (28)



23.4.12-yano (29)



23.4.12-yano (30)



23.4.12-yano (31)



23.4.12-yano (32)



23.4.12-yano (33)



23.4.12-yano (34)



23.4.12-yano (35)



23.4.14-yano (1)



23.4.14-yano (2)



23.4.14-yano (3)



23.4.14-yano (4)



23.4.14-yano (5)



23.4.14-yano (6)



23.4.14-yano (7)



23.4.14-yano (8)



23.4.14-yano (9)



23.4.14-yano (10)



23.4.14-yano (11)



23.4.14-yano (12)



23.4.14-yano (13)



23.4.14-yano (14)



23.4.14-yano (15)



23.4.14-yano (16)



23.4.14-yano (17)



23.4.14-yano (18)



23.4.14-yano (19)



23.4.14-yano (20)



23.4.14-yano (21)



23.4.14-yano (22)



23.4.14-yano (23)



23.4.14-yano (24)



23.4.14-yano (25)



23.4.14-yano (26)



23.4.14-yano (27)



23.4.14-yano (28)



23.4.14-yano (29)



23.4.14-yano (30)



23.4.14-yano (31)



23.4.14-yano (32)



23.4.14-yano (33)



23.4.14-yano (34)



23.4.14-yano (35)



23.4.17-hosono (1)



23.4.17-hosono (2)



23.4.17-hosono (3)



23.4.17-hosono (4)



23.4.17-hosono (5)



23.4.17-hosono (6)



23.4.17-hosono (7)



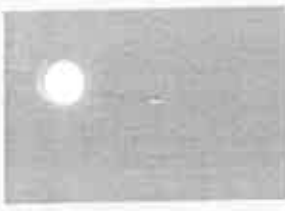
23.4.17-hosono (8)



23.4.17-hosono (9)



23.4.17-hosono (10)



23.4.17-hosono (11)



23.4.17-hosono (12)



23.4.17-hosono (13)



23.4.17-hosono (14)



23.4.17-hosono (15)



23.4.17-hosono (16)



23.4.17-hosono (17)



23.4.17-hosono (18)



23.4.17-hosono (19)



23.4.17-hosono (20)



23.4.17-hosono (21)



23.4.17-hosono (22)



23.4.17-hosono (23)



23.4.17-hosono (24)



23.4.17-hosono (25)



23.4.17-hosono (26)



23.4.17-hosono (27)



23.4.17-hosono (28)



23.4.17-hosono (29)



23.4.17-hosono (30)



23.4.17-hosono (31)



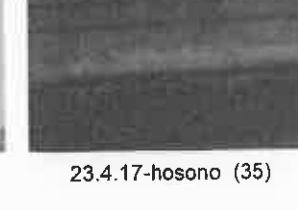
23.4.17-hosono (32)



23.4.17-hosono (33)



23.4.17-hosono (34)



23.4.17-hosono (35)



23.4.18-yano (1)



23.4.18-yano (2)



23.4.18-yano (3)



23.4.18-yano (4)



23.4.18-yano (5)



23.4.18-yano (6)



23.4.18-yano (7)



23.4.18-yano (8)



23.4.18-yano (9)



23.4.18-yano (10)



23.4.18-yano (11)



23.4.18-yano (12)



23.4.18-yano (13)



23.4.18-yano (14)



23.4.18-yano (15)



23.4.18-yano (16)



23.4.18-yano (17)



23.4.18-yano (18)



23.4.18-yano (19)



23.4.18-yano (20)



23.4.18-yano (21)



23.4.18-yano (22)



23.4.18-yano (23)



23.4.18-yano (24)



23.4.18-yano (25)



23.4.18-yano (26)



23.4.18-yano (27)



23.4.18-yano (28)



23.4.18-yano (29)



23.4.18-yano (30)



23.4.18-yano (31)



23.4.18-yano (32)



23.4.18-yano (33)



23.4.18-yano (34)



23.4.18-yano (35)



23.4.19-yano (1)



23.4.19-yano (2)



23.4.19-yano (3)



23.4.19-yano (4)



23.4.19-yano (5)



23.4.19-yano (6)



23.4.19-yano (7)



23.4.19-yano (8)



23.4.19-yano (9)



23.4.19-yano (10)



23.4.19-yano (11)



23.4.19-yano (12)



23.4.19-yano (13)



23.4.19-yano (14)



23.4.19-yano (15)



23.4.19-yano (16)



23.4.19-yano (17)



23.4.19-yano (18)



23.4.19-yano (19)



23.4.19-yano (20)



23.4.19-yano (21)



23.4.19-yano (22)



23.4.19-yano (23)



23.4.19-yano (24)



23.4.19-yano (25)



23.4.19-yano (26)



23.4.19-yano (27)



23.4.19-yano (28)



23.4.19-yano (29)



23.4.19-yano (30)



23.4.19-yano (31)



23.4.19-yano (32)



23.4.19-yano (33)



23.4.19-yano (34)



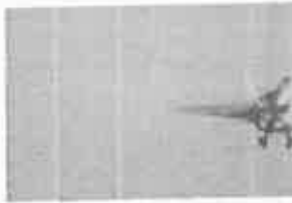
23.4.19-yano (35)



23.4.20-sibai (20)



23.4.20-sibai (21)



23.4.20-sibai (22)



23.4.20-sibai (23)



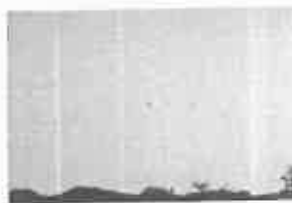
23.4.20-sibai (24)



23.4.20-sibai (25)



23.4.20-sibai (26)



23.4.20-sibai (27)



23.4.20-sibai (28)



23.4.20-sibai (29)



23.4.20-sibai (30)



23.4.20-sibai (31)



23.4.20-sibai (32)



23.4.20-sibai (33)



23.4.20-sibai (34)



23.4.20-sibai (35)



23.4.20-sibai (1)



23.4.20-sibai (2)



23.4.20-sibai (3)



23.4.20-sibai (4)



23.4.20-sibai (5)



23.4.20-sibai (6)



23.4.20-sibai (7)



23.4.20-sibai (8)



23.4.20-sibai (9)



23.4.20-sibai (10)



23.4.20-sibai (11)



23.4.20-sibai (12)



23.4.20-sibai (13)



23.4.20-sibai (14)



23.4.20-sibai (15)



23.4.20-sibai (16)



23.4.20-sibai (17)



23.4.20-sibai (18)



23.4.20-sibai (19)



23.4.21-yano (1)



23.4.21-yano (2)



23.4.21-yano (3)



23.4.21-yano (4)



23.4.21-yano (5)



23.4.21-yano (6)



23.4.21-yano (7)



23.4.21-yano (8)



23.4.21-yano (9)



23.4.21-yano (10)



23.4.21-yano (11)



23.4.21-yano (12)



23.4.21-yano (13)



23.4.21-yano (14)



23.4.21-yano (15)



23.4.21-yano (16)



23.4.21-yano (17)



23.4.21-yano (18)



23.4.21-yano (19)



23.4.21-yano (20)



23.4.21-yano (21)



23.4.21-yano (22)



23.4.21-yano (23)



23.4.21-yano (24)



23.4.21-yano (25)



23.4.21-yano (26)



23.4.21-yano (27)



23.4.21-yano (28)



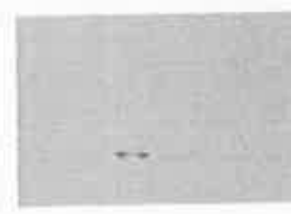
23.4.21-yano (29)



23.4.21-yano (30)



23.4.21-yano (31)



23.4.21-yano (32)



23.4.21-yano (33)



23.4.21-yano (34)



23.4.21-yano (35)



23.4.22-yano (1)



23.4.22-yano (2)



23.4.22-yano (3)



23.4.22-yano (4)



23.4.22-yano (5)



23.4.22-yano (6)



23.4.22-yano (7)



23.4.22-yano (8)



23.4.22-yano (9)



23.4.22-yano (10)



23.4.22-yano (11)



23.4.22-yano (12)



23.4.22-yano (13)



23.4.22-yano (14)



23.4.22-yano (15)



23.4.22-yano (16)



23.4.22-yano (17)



23.4.24-yano (1)



23.4.24-yano (2)



23.4.24-yano (3)



23.4.24-yano (4)



23.4.24-yano (5)



23.4.24-yano (6)



23.4.24-yano (7)



23.4.24-yano (8)



23.4.24-yano (9)



23.4.24-yano (10)



23.4.24-yano (11)



23.4.24-yano (12)



23.4.24-yano (13)



23.4.24-yano (14)



23.4.24-yano (15)



23.4.24-yano (16)



23.4.24-yano (17)



23.4.24-yano (18)



23.4.24-yano (19)



23.4.24-yano (20)



23.4.24-yano (21)



23.4.24-yano (22)



23.4.24-yano (23)



23.4.24-yano (24)



23.4.24-yano (25)



23.4.24-yano (26)



23.4.24-yano (27)



23.4.24-yano (28)



23.4.24-yano (29)



23.4.24-yano (30)



23.4.24-yano (31)



23.4.24-yano (32)



23.4.24-yano (33)



23.4.24-yano (34)



23.4.24-yano (35)



23.4.25-yano (1)



23.4.25-yano (2)



23.4.25-yano (3)



23.4.25-yano (4)



23.4.25-yano (5)



23.4.25-yano (6)



23.4.25-yano (7)



23.4.25-yano (8)



23.4.25-yano (9)



23.4.25-yano (10)



23.4.25-yano (11)



23.4.25-yano (12)



23.4.25-yano (13)



23.4.25-yano (14)



23.4.25-yano (15)



23.4.25-yano (16)



23.4.25-yano (17)



23.4.25-yano (18)



23.4.25-yano (19)



23.4.25-yano (20)



23.4.25-yano (21)



23.4.25-yano (22)



23.4.25-yano (23)



23.4.25-yano (24)



23.4.25-yano (25)



23.4.25-yano (26)



23.4.25-yano (27)



23.4.25-yano (28)



23.4.25-yano (29)



23.4.25-yano (30)



23.4.25-yano (31)



23.4.25-yano (32)



23.4.25-yano (33)



23.4.25-yano (34)



23.4.25-yano (35)



23.4.28-yano (1)



23.4.28-yano (2)



23.4.28-yano (3)



23.4.28-yano (4)



23.4.28-yano (5)



23.4.28-yano (6)



23.4.28-yano (7)



23.4.28-yano (8)



23.4.28-yano (9)



23.4.28-yano (10)



23.4.28-yano (11)



23.4.28-yano (12)



23.4.28-yano (13)



23.4.28-yano (14)



23.4.28-yano (15)



23.4.28-yano (16)



23.4.28-yano (17)



23.4.28-yano (18)



23.4.28-yano (19)



23.4.28-yano (20)



23.4.28-yano (21)



23.4.28-yano (22)



23.4.28-yano (23)



23.4.28-yano (24)



23.4.28-yano (25)



23.4.28-yano (26)



23.4.28-yano (27)



23.4.28-yano (28)



23.4.28-yano (29)



23.4.28-yano (30)



23.4.28-yano (31)



23.4.28-yano (32)



23.4.28-yano (33)



23.4.28-yano (34)



23.4.28-yano (35)



23.4.28-yano (4)



23.4.28-yano (5)



23.4.28-yano (6)



23.4.28-yano (7)



23.4.28-yano (8)



23.4.28-yano (9)



23.4.28-yano (10)



23.4.28-yano (11)



23.4.28-yano (12)



23.4.28-yano (13)



23.4.28-yano (14)



23.4.28-yano (15)



23.4.28-yano (16)



23.4.28-yano (17)



23.4.28-yano (18)



23.4.28-yano (19)



23.4.28-yano (20)



23.4.28-yano (21)



23.4.28-yano (22)



23.4.28-yano (23)



23.4.28-yano (24)



23.4.28-yano (25)



23.4.28-yano (26)



23.4.28-yano (27)



23.4.28-yano (28)



23.4.28-yano (29)



23.4.28-yano (30)



23.4.28-yano (31)



23.4.28-yano (32)



23.4.28-yano (33)



23.4.28-yano (34)



23.4.28-yano (35)



23.4.28-yano (1)



23.4.28-yano (2)



23.4.28-yano (3)

令和5年4月分 受理団体別騒音苦情件数

日	曜日	大和市	綾瀬市	相模原市	藤沢市	茅ヶ崎市	海老名市	座間市	横浜市	町田市	神奈川県	計	備考
1	土	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
2	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3	月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
4	火	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	5	
5	水	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3	
6	木	4	0	0	0	0	0	0	1	0	0	5	
7	金	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	
8	土	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
9	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
10	月	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	3	
11	火	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
12	水	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	
13	木	3	1	0	0	0	0	0	0	0	1	5	
14	金	4	0	0	0	0	0	0	1	1	0	6	
15	土	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
16	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
17	月	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
18	火	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
19	水	4	2	0	0	0	0	0	1	0	0	7	
20	木	2	1	0	0	1	0	0	1	0	2	7	
21	金	5	1	0	0	0	1	2	0	0	1	10	
22	土	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
23	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
24	月	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
25	火	3	0	0	0	0	0	0	1	2	0	6	
26	水	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	
27	木	4	1	0	1	0	0	0	0	1	0	7	
28	金	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	3	
29	土	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	
30	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計		47	13	0	2	1	1	2	8	6	6	86	

支 出 書

代 表 者	経理責任者
	

支 出 年 月 日	2023年4月29日	
支 出 科 目	資 料 作 成 費	
金 額	110,000円	
内 容	基地問題資料収集・作成費 2023年4月分として 2023年4月における、相模総合補給廠の動向について、 実態調査、情報収集、及び資料作成を委託し、必要な 情報・資料を入手した。 また、キャンプ座間についても、動向について、実態調査、 情報収集、及び資料作成を委託し、必要な情報・資料を 入手した。 基本料金＝10,000円 相模総合補給廠、キャンプ座間の状況調査、 5,000円×20回＝100,000円 合計＝110,000円	
経費算出表		
		円
合 計		円
※複数の支出項目や按分した経費がある場合に記載してください。		
摘 要 会派内議員に報告、情報共有。議会質問、委員会質問、視察などに活用。		

※会派に所属しない議員に対する政務活動費の場合は、「代表者」欄を「会派に所属しない議員」欄とし、「経理責任者」欄は使用しない。

調査委託契約書

相模原市議会の会派・市民民主クラブに所属する金子豊貴男（以下、甲という）と DAN 企画（以下、乙という）は、相模原市域の米軍基地、及び関連する国内外の基地に関わる事項の調査、情報の収集、資料の作成について、以下の通り委託契約を締結する。

契 約 内 容

1、委託条件

- (1) 甲は、乙に対し、相模原市内の米軍基地に関わる事項の調査を委託する。
- (2) 乙は、甲から委託された、相模原市内の米軍基地に関わる事項の調査結果を、文書、写真、電子媒体等により、甲に報告する。
- (3) 甲は、乙が報告した調査結果について、調査・研究に活用し、及び乙の了解を得て公表することができる。
- (4) 調査委託期間は、2023年4月1日より2023年4月29日までとする。

2、調査事項

- (1) 市内米軍基地（相模総合補給廠、キャンプ座間、相模原住宅地区）に関する各種データ、基地内施設及び部隊の動向、資材・物品の搬出入等に関する情報の収集、整理、映像による調査・記録。
- (2) 市内米軍基地、及び関連基地に関わる新聞、雑誌、その他のマスコミ情報の収集、調査。
- (3) 市内米軍基地等の現地調査による各種情報の収集、整理。

3、契約金額

- (1) 基本料金＝調査事項に対応する各種情報の収集、整理、及び報告等に係る経費として、1月当たり＝10,000円とする。
- (2) 調査費＝現地調査等に係る経費として、1回当たり＝5,000円とする。但し、調査活動の人件費、交通費を含む。
- (3) 経費支払＝甲は契約金額に基づき、乙の行った各月の現地調査、及び各種情報の収集、整理、報告等に係る経費を、月末締めにより翌月5日までに、乙に支払う。但し、1月の限度額を15万円とする。

4、その他

- (1) 乙は、各種調査、情報収集等において、関係法規に抵触してはならない。甲は、乙から得た情報等の活用、公表等において、関連法規に抵触してはならない。
- (2) 甲は、乙から得た情報等の入手先等の公表は留意すること。情報等の複写、甲以外の者への提供等については、別途協議する。
- (3) この調査委託契約に問題が生じた場合には、甲、乙両者の協議により解決する。本契約書は2通作成し、甲、乙両者が保有する。以上。

2023年4月1日

甲 相模原市中央区中央2-11-15
相模原市議会議員（市民民主クラブ所属）

金子 豊貴男 

乙 相模原市中央区富士見4-5-24
DAN 企画 代表

沢田 政 

個別課題・事項の調査（スポット調査）委託契約書

相模原市議会の会派・市民民主クラブに所属する金子豊貴男（以下、甲という）と DAN 企画（以下、乙という）は、相模原市域の米軍基地、及び関連する国内外の基地に関わる個別課題・事項の調査（スポット調査）、情報の収集、資料の作成について、以下の通り委託契約を締結する。

契 約 内 容

1、委託条件

- (1) 甲は、乙と協議の上、相模原市域の米軍基地、及び関連する国内外の基地に関わる個別課題・事項の調査（スポット調査）、情報の収集、資料の作成について、乙に委託する。
- (2) 乙は、甲から委託された個別課題・事項の調査（スポット調査）の結果を、文書、写真、電子媒体等により、甲に報告する。
- (3) 甲は、乙が報告した調査結果について、調査・研究に活用し、及び乙の了解を得て公表することができる。
- (4) 甲及び乙は、調査委託費について、協議により1件につき20万円を限度として決定し、甲は、乙の報告後、2週間以内に乙に支払う。
- (5) 調査委託期間は、2023年4月1日より2023年4月29日までとする。

2、調査・委託事項

- (1) 市内米軍基地（相模総合補給廠、キャンプ座間、相模原住宅地区）に関わる個別課題・事項（スポット課題・事項）に関する調査、結果の報告及び、情報の収集・分析・整理、英文資料の翻訳、資料の作成。
- (2) 日米の安全保障政策、及び基地政策の動向、特に本市内の基地に関連する課題・事項について、情報の収集・分析・整理、英文資料の翻訳、資料の作成。

3、その他

- (1) 乙は、各種調査、情報収集等において、関係法規に抵触してはならない。甲は、乙から得た情報等の活用、公表等において、関連法規に抵触してはならない。
- (2) 甲は、乙から得た情報等の入手先等について、乙の了解の下に公表することができる。情報等の複写、甲以外の者への提供等については、別途協議する。
- (3) この調査委託契約に問題が生じた場合には、甲、乙両者の協議により解決する。本契約書は2通作成し、甲、乙両者が保有する。

以上。

2023年4月1日

甲 相模原市中央区中央2-11-15
相模原市議会議員（市民民主クラブ所属）

金 子 豊 貴 男 

乙 相模原市中央区富士見4-5-24
DAN 企 画 代 表

沢 田 政 司 

DANKIKAKUDANKIKAKUDANKIKAKUDANKIKAKUDANKIKAKUDANKIKAKUDANKIKAKU

領 収 証

相模原市議会・市民民主クラブ様

¥ 110,000-

2023年4月29日

上記の金額、確かに領収致しました

基地問題資料収集・作成
2023年4月分

D A N 企 画

相模原市中央区富士見4-5-24

代表 沢田 政司

TEL・FAX 042-756-9460

DANKIKAKUDANKIKAKUDANKIKAKUDANKIKAKUDANKIKAKUDANKIKAKUDANKIK



相模総合補給廠に関する
DAN 企画調査報告書 2023年4月

以下の通り、相模総合補給廠の実態調査を行った。

調査日

23年	4月	3日
23年	4月	4日
23年	4月	5日
23年	4月	6日
23年	4月	7日
23年	4月	9日
23年	4月	10日
23年	4月	11日
23年	4月	12日
23年	4月	14日
23年	4月	16日
23年	4月	17日
23年	4月	19日
23年	4月	20日
23年	4月	21日
23年	4月	24日
23年	4月	25日
23年	4月	26日
23年	4月	27日
23年	4月	28日

計20日

4月の延べ調査日数 計20日

座間のヘリコプター騒音記録を入手し、日毎の集計を行い、4月分をまとめた。(別紙集計表参照)



23.4.3SGD (1)



23.4.3SGD (2)



23.4.3SGD (3)



23.4.3SGD (4)



23.4.3SGD (5)



23.4.3SGD (6)



23.4.3SGD (7)



23.4.3SGD (8)



23.4.3SGD (9)



23.4.3SGD (10)



23.4.3SGD (11)



23.4.3SGD (12)



23.4.3SGD (13)



23.4.3SGD (14)



23.4.3SGD (15)



23.4.3SGD (16)



23.4.3SGD (17)



23.4.3SGD (18)



23.4.3SGD (19)



23.4.3SGD (20)



23.4.3SGD (21)



23.4.3SGD (22)



23.4.3SGD (23)



23.4.3SGD (24)



23.4.3SGD (25)



23.4.3SGD (26)



23.4.3SGD (27)



23.4.3SGD (28)



23.4.3SGD (29)



23.4.3SGD (30)



23.4.3SGD (31)



23.4.3SGD (32)



23.4.3SGD (33)



23.4.3SGD (34)



23.4.3SGD (35)



23.4.5-SGD (1)



23.4.5-SGD (2)



23.4.5-SGD (3)



23.4.5-SGD (4)



23.4.5-SGD (5)



23.4.5-SGD (6)



23.4.5-SGD (7)



23.4.5-SGD (8)



23.4.5-SGD (9)



23.4.5-SGD (10)



23.4.5-SGD (11)



23.4.5-SGD (12)



23.4.5-SGD (13)



23.4.5-SGD (14)



23.4.5-SGD (15)



23.4.5-SGD (16)



23.4.5-SGD (17)



23.4.5-SGD (18)



23.4.5-SGD (19)



23.4.5-SGD (20)



23.4.5-SGD (21)



23.4.6-SGD (1)



23.4.6-SGD (2)



23.4.6-SGD (3)



23.4.6-SGD (4)



23.4.6-SGD (5)



23.4.6-SGD (6)



23.4.6-SGD (7)



23.4.6-SGD (8)



23.4.6-SGD (9)



23.4.6-SGD (10)



23.4.6-SGD (11)



23.4.6-SGD (12)



23.4.6-SGD (13)



23.4.6-SGD (14)



23.4.7-SGD (1)



23.4.7-SGD (2)



23.4.7-SGD (3)



23.4.7-SGD (4)



23.4.7-SGD (5)



23.4.7-SGD (6)



23.4.7-SGD (7)



23.4.7-SGD (8)



23.4.7-SGD (9)



23.4.7-SGD (10)



23.4.7-SGD (11)



23.4.7-SGD (12)



23.4.7-SGD (13)



23.4.7-SGD (14)



23.4.9-SGD (1)



23.4.9-SGD (2)



23.4.9-SGD (3)



23.4.9-SGD (4)



23.4.9-SGD (5)



23.4.9-SGD (6)



23.4.9-SGD (7)



23.4.9-SGD (8)



23.4.9-SGD (9)

令和5年4月7日
担当 基地対策課
内線 2161

キャンプ座間及び相模総合補給廠における訓練の実施について

防衛省南関東防衛局から、次のとおり情報提供を受けましたので、お知らせします。

- 4月10日から28日までの間、在日米陸軍が市内のキャンプ座間及び相模原総合補給廠において「第2回エキスパート・ソルジャー・バッジ(E S B)検定」と称する訓練を開催する。
- エクスパート・ソルジャー・バッジ(E S B)とは、任務運用手順における即応性と熟練技能の証となる特別なバッジを意味し、当該訓練においては、約200名の参加者がこのバッジ取得のため競技を実施する。
- 当該訓練の内容は、装備品、哨戒、陸路運行及び医療に関する訓練であり、訓練に当たっては、実弾ではなく空砲を使用する。
なお、週末の訓練においては、空砲は使用しない。
- 在日米陸軍は地域社会全体と参加者全員の安全と健康を確保するため全ての必要な措置を講じている。

本市からは、防衛省南関東防衛局に対し、次のとおり要請を行いました。

- 1 今回の訓練の実施に当たり、騒音等により周辺住民に不安を与えることのないよう米側に求めること。
- 2 今後同様の訓練を行う際は、市に対し、適切な情報提供を行うこと。



23.4.10-SGD (1)



23.4.10-SGD (2)



23.4.10-SGD (3)



23.4.10-SGD (4)



23.4.10-SGD (5)



23.4.10-SGD (6)



23.4.10-SGD (7)



23.4.10-SGD (8)



23.4.10-SGD (9)



23.4.10-SGD (10)



23.4.10-SGD (11)



23.4.10-SGD (12)



23.4.10-SGD (13)



23.4.10-SGD (14)



23.4.10-SGD (15)



23.4.10-SGD (16)



23.4.10-SGD (17)



23.4.10-SGD (18)



23.4.10-SGD (19)



23.4.10-SGD (20)



23.4.10-SGD (21)



23.4.10-SGD (22)



23.4.10-SGD (23)



23.4.10-SGD (24)



23.4.10-SGD (25)



23.4.10-SGD (26)



23.4.10-SGD (27)



23.4.10-SGD (28)



23.4.10-SGD (29)



23.4.10-SGD (30)



23.4.10-SGD (31)



23.4.10-SGD (32)



23.4.10-SGD (33)



23.4.10-SGD (34)



23.4.10-SGD (35)



23.4.11-SGD (1)



23.4.11-SGD (2)



23.4.11-SGD (3)



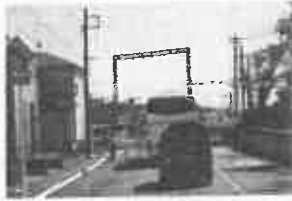
23.4.11-SGD (4)



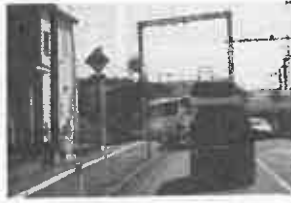
23.4.11-SGD (5)



23.4.11-SGD (6)



23.4.11-SGD (7)



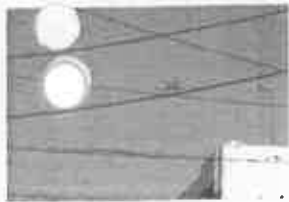
23.4.11-SGD (8)



23.4.11-SGD (9)



23.4.11-SGD (10)



23.4.11-SGD (11)



23.4.12-SGD (1)



23.4.12-SGD (2)



23.4.12-SGD (3)



23.4.12-SGD (4)



23.4.12-SGD (5)



23.4.12-SGD (6)



23.4.12-SGD (7)



23.4.12-SGD (8)



23.4.12-SGD (9)



23.4.12-SGD (10)



23.4.12-SGD (11)



23.4.12-SGD (12)



23.4.12-SGD (13)



23.4.12-SGD (14)



23.4.12-SGD (15)



23.4.12-SGD (16)



23.4.12-SGD (17)



23.4.12-SGD (18)



23.4.12-SGD (19)



23.4.12-SGD (20)



23.4.12-SGD (21)



23.4.12-SGD (22)



23.4.12-SGD (23)



23.4.12-SGD (24)



23.4.12-SGD (25)



23.4.12-SGD (26)



23.4.12-SGD (27)



23.4.12-SGD (28)



23.4.12-SGD (29)



23.4.12-SGD (30)



23.4.12-SGD (31)



23.4.12-SGD (32)



23.4.12-SGD (33)



23.4.14-SGD (1)



23.4.14-SGD (2)



23.4.14-SGD (3)



23.4.14-SGD (4)



23.4.14-SGD (5)



23.4.14-SGD (6)



23.4.14-SGD (7)



23.4.14-SGD (8)



23.4.14-SGD (9)



23.4.14-SGD (10)



23.4.14-SGD (11)



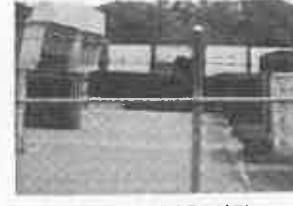
23.4.14-SGD (12)



23.4.14-SGD (13)



23.4.14-SGD (14)



23.4.14-SGD (15)



23.4.14-SGD (16)



23.4.14-SGD (17)



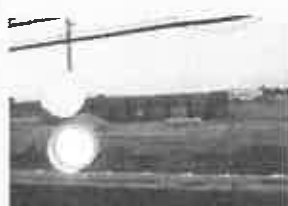
23.4.14-SGD (18)



23.4.14-SGD (19)



23.4.14-SGD (20)



23.4.14-SGD (21)



23.4.14-SGD (22)



23.4.14-SGD (23)



23.4.14-SGD (24)



23.4.14-SGD (25)



23.4.14-SGD (26)



23.4.14-SGD (27)



23.4.14-SGD (28)



23.4.14-SGD (29)



23.4.14-SGD (30)



23.4.14-SGD (31)



23.4.14-SGD (32)



23.4.14-SGD (33)



23.4.14-SGD (34)



23.4.14-SGD (35)



23.4.16-SGD開放 (1)



23.4.16-SGD開放 (2)



23.4.16-SGD開放 (3)



23.4.16-SGD開放 (4)



23.4.16-SGD開放 (5)



23.4.16-SGD開放 (6)



23.4.16-SGD開放 (7)



23.4.16-SGD開放 (8)



23.4.16-SGD開放 (9)



23.4.16-SGD開放 (10)



23.4.16-SGD開放 (11)



23.4.16-SGD開放 (12)



23.4.16-SGD開放 (13)



23.4.16-SGD開放 (14)



23.4.16-SGD開放 (15)



23.4.16-SGD開放 (16)



23.4.16-SGD開放 (17)



23.4.16-SGD開放 (18)



23.4.16-SGD開放 (19)



23.4.16-SGD開放 (20)



23.4.16-SGD開放 (21)



23.4.16-SGD開放 (22)



23.4.16-SGD開放 (23)



23.4.16-SGD開放 (24)



23.4.16-SGD開放 (25)



23.4.16-SGD開放 (26)



23.4.16-SGD開放 (27)



23.4.16-SGD開放 (28)



23.4.16-SGD開放 (29)



23.4.16-SGD開放 (30)



23.4.16-SGD開放 (31)



23.4.16-SGD開放 (32)



23.4.16-SGD開放 (33)



23.4.16-SGD開放 (34)



23.4.16-SGD開放 (35)



23.4.17-SGD (1)



23.4.17-SGD (2)



23.4.17-SGD (3)



23.4.17-SGD (4)



23.4.20-SGD (1)



23.4.20-SGD (2)



23.4.20-SGD (3)



23.4.20-SGD (4)



23.4.20-SGD (5)



23.4.20-SGD (6)



23.4.20-SGD (7)



23.4.20-SGD (8)



23.4.20-SGD (9)



23.4.20-SGD (10)



23.4.20-SGD (11)



23.4.20-SGD (12)



23.4.20-SGD (13)



23.4.20-SGD (14)



23.4.20-SGD (15)



23.4.20-SGD (16)



23.4.20-SGD (17)



23.4.20-SGD (18)



23.4.20-SGD (19)



23.4.20-SGD (20)



23.4.20-SGD (21)



23.4.20-SGD (22)



23.4.20-SGD (23)



23.4.20-SGD (24)



23.4.20-SGD (25)



23.4.20-SGD (26)



23.4.20-SGD (27)



23.4.20-SGD (28)



23.4.20-SGD (29)



23.4.20-SGD (30)



23.4.20-SGD (31)



23.4.20-SGD (32)



23.4.20-SGD (33)



23.4.20-SGD (34)



23.4.20-SGD (35)



23.4.21-SGD (1)



23.4.21-SGD (2)



23.4.21-SGD (3)



23.4.21-SGD (4)



23.4.21-SGD (5)



23.4.21-SGD (6)



23.4.21-SGD (7)



23.4.21-SGD (8)



23.4.21-SGD (9)



23.4.21-SGD (10)



23.4.21-SGD (11)



23.4.21-SGD (12)



23.4.21-SGD (13)



23.4.21-SGD (14)



23.4.21-SGD (15)



23.4.21-SGD (16)



23.4.21-SGD (17)



23.4.21-SGD (18)



23.4.21-SGD (19)



23.4.21-SGD (20)



23.4.21-SGD (21)



23.4.21-SGD (22)



23.4.21-SGD (23)



23.4.21-SGD (24)



23.4.21-SGD (25)



23.4.21-SGD (26)



23.4.21-SGD (27)



23.4.21-SGD (28)



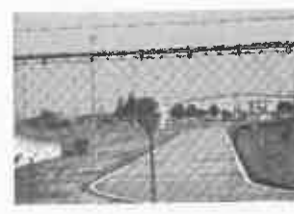
23.4.21-SGD (29)



23.4.21-SGD (30)



23.4.21-SGD (31)



23.4.21-SGD (32)



23.4.21-SGD (33)



23.4.21-SGD (34)



23.4.21-SGD (35)



23.4.24-SGD (1)



23.4.24-SGD (2)



23.4.24-SGD (3)



23.4.24-SGD (4)



23.4.24-SGD (5)



23.4.24-SGD (6)



23.4.24-SGD (7)



23.4.24-SGD (8)



23.4.24-SGD (9)



23.4.24-SGD (10)



23.4.24-SGD (11)



23.4.24-SGD (12)



23.4.24-SGD (13)



23.4.24-SGD (14)



23.4.24-SGD (15)



23.4.24-SGD (16)



23.4.24-SGD (17)



23.4.24-SGD (18)



23.4.24-SGD (19)



23.4.24-SGD (20)



23.4.24-SGD (21)



23.4.24-SGD (22)



23.4.24-SGD (23)



23.4.24-SGD (24)



23.4.24-SGD (25)



23.4.24-SGD (26)



23.4.24-SGD (27)



23.4.24-SGD (28)



23.4.24-SGD (29)



23.4.24-SGD (30)



23.4.24-SGD (31)



23.4.25-SGD (1)



23.4.25-SGD (2)



23.4.25-SGD (3)



23.4.25-SGD (4)



23.4.25-SGD (5)



23.4.25-SGD (6)



23.4.25-SGD (7)



23.4.25-SGD (8)



23.4.25-SGD (9)



23.4.25-SGD (10)



23.4.25-SGD (11)



23.4.25-SGD (12)



23.4.25-SGD (13)



23.4.25-SGD (14)



23.4.25-SGD (15)



23.4.25-SGD (16)



23.4.25-SGD (17)



23.4.25-SGD (18)



23.4.25-SGD (19)



23.4.25-SGD (20)



23.4.25-SGD (21)



23.4.25-SGD (22)



23.4.25-SGD (23)



23.4.25-SGD (24)



23.4.25-SGD (25)



23.4.25-SGD (26)



23.4.25-SGD (27)



23.4.25-SGD (28)



23.4.25-SGD (29)



23.4.25-SGD (30)



23.4.25-SGD (31)



23.4.25-SGD (32)



23.4.25-SGD (33)



23.4.25-SGD (34)



23.4.25-SGD (35)



23.4.26-SGD (1)



23.4.26-SGD (2)



23.4.26-SGD (3)



23.4.26-SGD (4)



23.4.26-SGD (5)



23.4.26-SGD (6)



23.4.26-SGD (7)



23.4.26-SGD (8)



23.4.26-SGD (9)



23.4.26-SGD (10)



23.4.26-SGD (11)



23.4.26-SGD (12)



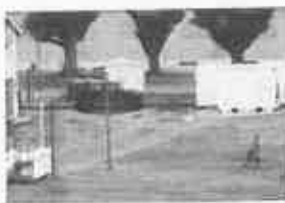
23.4.26-SGD (13)



23.4.26-SGD (14)



23.4.26-SGD (15)



23.4.26-SGD (16)



23.4.26-SGD (17)



23.4.26-SGD (18)



23.4.26-SGD (19)



23.4.26-SGD (20)



23.4.26-SGD (21)



23.4.26-SGD (22)



23.4.26-SGD (23)



23.4.26-SGD (24)



23.4.26-SGD (25)



23.4.26-SGD (26)



23.4.26-SGD (27)



23.4.26-SGD (28)



23.4.26-SGD (29)



23.4.26-SGD (30)



23.4.26-SGD (31)



23.4.26-SGD (32)



23.4.26-SGD (33)



23.4.26-SGD (34)



23.4.26-SGD (35)



23.4.27-SGD (1)



23.4.27-SGD (2)



23.4.27-SGD (3)



23.4.27-SGD (4)



23.4.27-SGD (5)



23.4.27-SGD (6)



23.4.27-SGD (7)



23.4.27-SGD (8)



23.4.27-SGD (9)



23.4.27-SGD (10)



23.4.27-SGD (11)



23.4.27-SGD (12)



23.4.27-SGD (13)



23.4.27-SGD (14)



23.4.27-SGD (15)



23.4.27-SGD (16)



23.4.27-SGD (17)



23.4.27-SGD (18)



23.4.27-SGD (19)



23.4.27-SGD (20)



23.4.27-SGD (21)



23.4.27-SGD (22)



23.4.27-SGD (23)



23.4.27-SGD (24)



23.4.27-SGD (25)



23.4.27-SGD (26)



23.4.27-SGD (27)



23.4.27-SGD (28)



23.4.27-SGD (29)



23.4.27-SGD (30)



23.4.27-SGD (31)



23.4.27-SGD (32)



23.4.27-SGD (33)



23.4.27-SGD (34)



23.4.27-SGD (35)



23.4.28- SGD (1)



23.4.28- SGD (2)



23.4.28- SGD (3)



23.4.28- SGD (4)



23.4.28- SGD (5)



23.4.28- SGD (6)



23.4.28- SGD (7)



23.4.28- SGD (8)



23.4.28- SGD (9)



23.4.28- SGD (10)



23.4.28- SGD (11)



23.4.28- SGD (12)



23.4.28- SGD (13)



23.4.28- SGD (14)



23.4.28- SGD (15)



23.4.28- SGD (16)



23.4.28- SGD (17)



23.4.28- SGD (18)



23.4.28- SGD (19)



23.4.28- SGD (20)



23.4.28- SGD (21)



23.4.28- SGD (22)



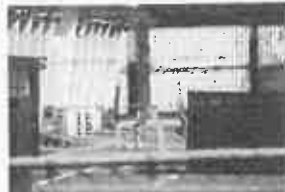
23.4.28- SGD (23)



23.4.28- SGD (24)



23.4.28- SGD (25)



23.4.28- SGD (26)



23.4.28- SGD (27)



23.4.28- SGD (28)



23.4.28- SGD (29)

騒音イベント回数データ月報

測定月：2023/04

グループ名称：厚木飛行場

測定局名称：勝坂コミュニティセンター

地点番号：7

期間全体	Lden [dB]	Lden(準) [dB]	WECPNL	N1	N2	N3	回数	N4	n1	n2	n3	合計 回数	70台	80台	90台	100台	110台	120以上	LAmex [dB]
最大	54.4	54.4	67.4	0	32	10	0	0	0	32	0	32	24	6	0	0	0	0	83.3
最小	33.2	33.2	43.9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	69.6
1日平均	46.4	46.4	59.2	0.0	5.1	1.1	0.0	0.0	0.0	6.2	0.0	6.2	4.6	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0	---
合計	---	---	---	0	153	33	0	0	0	186	0	186	137	21	0	0	0	0	---

測定日	Lden [dB]	Lden(準) [dB]	WECPNL	N1	N2	N3	回数	N4	n1	n2	n3	合計 回数	70台	80台	90台	100台	110台	120以上	LAmex [dB]
04/01(土)	33.2	33.2	43.9	0	2	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	---
04/02(日)	---	---	---	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	---
04/03(月)	53.3	53.3	65.6	0	12	6	0	0	0	18	0	18	9	5	0	0	0	0	---
04/04(火)	39.3	39.3	50.7	0	3	0	0	0	0	3	0	3	1	0	0	0	0	0	---
04/05(水)	53.0	53.0	65.0	0	2	10	0	0	0	12	0	12	10	1	0	0	0	0	---
04/06(木)	47.5	47.5	60.6	0	10	0	0	0	0	10	0	10	5	2	0	0	0	0	---
04/07(金)	---	---	---	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	---
04/08(土)	---	---	---	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	---
04/09(日)	---	---	---	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	---
04/10(月)	---	---	---	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	---
04/11(火)	41.0	41.0	56.5	0	2	3	0	0	0	2	0	2	6	0	0	0	0	0	---
04/12(水)	45.1	45.1	58.1	0	5	9	0	0	0	8	0	8	11	0	0	0	0	0	---
04/13(木)	50.3	50.3	62.6	0	4	0	0	0	0	13	0	13	2	0	0	0	0	0	---
04/14(金)	38.8	38.8	51.1	0	2	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	---
04/15(土)	---	---	---	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	---
04/16(日)	---	---	---	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	---
04/17(月)	---	---	---	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	---
04/18(火)	51.8	51.8	65.4	0	32	0	0	0	0	32	0	32	24	3	0	0	0	0	---
04/19(水)	48.5	48.5	61.2	0	17	0	0	0	0	17	0	17	14	0	0	0	0	0	---
04/20(木)	46.9	46.9	60.0	0	12	0	0	0	0	12	0	12	12	0	0	0	0	0	---
04/21(金)	43.1	43.1	55.2	0	3	0	0	0	0	3	0	3	3	0	0	0	0	0	---
04/22(土)	---	---	---	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	---
04/23(日)	---	---	---	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	---
04/24(月)	50.1	50.1	62.7	0	19	0	0	0	0	19	0	19	14	3	0	0	0	0	---
04/25(火)	37.6	37.6	49.3	0	1	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	---
04/26(水)	---	---	---	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	---
04/27(木)	54.4	54.4	67.4	0	27	5	0	0	0	32	0	32	24	6	0	0	0	0	---
04/28(金)	---	---	---	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	---
04/29(土)	---	---	---	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	---
04/30(日)	---	---	---	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	---

騒音イベント回数データ月報

測定月：2023/04

グループ名称：厚木飛行場

測定局名称：市営相模原駅駐車場

地点番号：8

期間全体	Lden [dB]	Lden(単) [dB]	WECPNL	N1	N2	N3	回数	N4	n1	n2	n3	合計 回数	70台	80台	90台	レベル別	100台	110台	120以上	LAmx [dB]
最大	47.2	47.2	61.1	1	12	4	0	0	0	14	0	14	10	2	0	0	0	0	0	81.2
最小	29.6	29.6	42.3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	65.7
1日平均	42.4	42.4	54.8	0.1	4.4	0.4	0.0	0.0	0.0	4.9	0.0	4.9	2.9	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	---
合計	---	---	---	2	132	13	0	0	0	147	0	147	87	3	0	0	0	0	0	---
測定日	Lden [dB]	Lden(単) [dB]	WECPNL	N1	N2	N3	回数	N4	n1	n2	n3	合計 回数	70台	80台	90台	レベル別	100台	110台	120以上	
04/01(土)	37.2	37.2	49.2	0	6	0	0	0	0	6	0	6	2	0	0	0	0	0	0	
04/02(日)	---	---	---	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
04/03(月)	47.2	47.2	60.3	0	11	0	0	0	0	11	0	11	7	1	0	0	0	0	0	
04/04(火)	42.9	42.9	55.2	0	7	1	0	0	0	8	0	8	4	0	0	0	0	0	0	
04/05(水)	43.1	43.1	55.7	0	5	0	0	0	0	5	0	5	3	0	0	0	0	0	0	
04/06(木)	45.6	45.6	56.4	0	5	0	0	0	0	5	0	5	4	0	0	0	0	0	0	
04/07(金)	---	---	---	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
04/08(土)	---	---	---	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
04/09(日)	37.7	37.7	47.6	0	2	0	0	0	0	2	0	2	2	0	0	0	0	0	0	
04/10(月)	47.2	47.2	61.1	1	6	4	0	0	0	11	0	11	7	0	0	0	0	0	0	
04/11(火)	46.9	46.9	59.3	0	12	2	0	0	0	14	0	14	10	0	0	0	0	0	0	
04/12(水)	42.5	42.5	54.2	0	4	1	0	0	0	5	0	5	2	0	0	0	0	0	0	
04/13(木)	46.9	46.9	60.8	0	12	0	0	0	0	12	0	12	8	2	0	0	0	0	0	
04/14(金)	42.0	42.0	53.8	0	8	1	0	0	0	9	0	9	3	0	0	0	0	0	0	
04/15(土)	42.4	42.4	52.7	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
04/16(日)	---	---	---	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
04/17(月)	41.2	41.2	52.8	0	5	0	0	0	0	5	0	5	3	0	0	0	0	0	0	
04/18(火)	38.4	38.4	49.5	0	4	0	0	0	0	4	0	4	2	0	0	0	0	0	0	
04/19(水)	45.2	45.2	58.3	0	11	0	0	0	0	11	0	11	6	0	0	0	0	0	0	
04/20(木)	45.7	45.7	55.5	0	9	1	0	0	0	10	0	10	6	0	0	0	0	0	0	
04/21(金)	43.3	43.3	54.9	0	8	0	0	0	0	8	0	8	5	0	0	0	0	0	0	
04/22(土)	---	---	---	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
04/23(日)	32.6	32.6	44.0	0	1	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	
04/24(月)	45.6	45.6	56.2	0	9	1	0	0	0	10	0	10	6	0	0	0	0	0	0	
04/25(火)	42.8	42.8	54.8	0	4	1	0	0	0	5	0	5	4	0	0	0	0	0	0	
04/26(水)	32.5	32.5	43.5	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
04/27(木)	39.0	39.0	52.5	0	2	0	0	0	0	2	0	2	2	0	0	0	0	0	0	
04/28(金)	29.6	29.6	42.3	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
04/29(土)	---	---	---	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
04/30(日)	---	---	---	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

集計日時：2023/05/04 18:12:10

出力日時：2023/05/04 18:17:16

支 出 書

		代 表 者	経理責任者
			
支 出 年 月 日	令和5 年 4 月 27 日		
支 出 科 目	資料購入費		
金 額	4,000 円		
内 容	新聞購読料として (一紙目は神奈川新聞、二紙めは朝日新聞)		
経費算出表			
4月分			4,000
合 計			4,000
※複数の支出項目や按分した経費がある場合に記載してください。			
摘 要			
※規定により一紙目は自己負担			

※会派に所属しない議員に対する政務活動費の場合は、「代表者」欄を「会派に所属しない議員印」欄とし、「経理責任者」欄は使用しない。

領収書等貼付用紙

ASA 朝日新聞サービスアンカー

006 区 002 番

照会番号
0029745

領 収 証

臼井 貴彦様

23 年 4 月分

4/27

銘 柄	部 数	金 額	合 計 金 額
神奈川新聞 ※	1	3,500	3,500 円
値引き		円	

※は軽減税率対象を示す。
8%対象 3,500円 内消費税 259円
毎度ご購入有難うございます。
上記金額正に領収致しました。

お知らせ
五ツ星お米マイスター推薦
新潟産こしひかり販売！ ご注文は
販売店へ

ASA 相模原
所長 野村 健太郎
相模原市中央区清新4-2-8
TEL 7 0 0 - 0 8 4 3



ASA 朝日新聞サービスアンカー

006 区 001 番

照会番号
0029745

領 収 証

市民民主クラブ様

23 年 4 月分

4/27

銘 柄	部 数	金 額	合 計 金 額
朝日新聞（朝刊） ※	1	4,000	4,000 円
値引き		円	

※は軽減税率対象を示す。
8%対象 4,000円 内消費税 296円
毎度ご購入有難うございます。
上記金額正に領収致しました。

お知らせ
五ツ星お米マイスター推薦
新潟産こしひかり販売！ ご注文は
販売店へ

ASA 相模原
所長 野村 健太郎
相模原市中央区清新4-2-8
TEL 7 0 0 - 0 8 4 3



※ 領収書等証拠書類は、四隅をしっかりと貼付すること。
※ 領収書等が複数ある場合には、重ならず貼ること。

支 出 書

代 表 者	経 理 責 任 者
	

支 出 年 月 日	2023 年  5 月  16 日
支 出 科 目	資料購入費 
金 額	10,195円
内 容	○神奈川新聞(二紙めとして) 3,500円 ○相模経済新聞(8800円/12) 733円 ○切抜き速報 教育版4月号 2,354円 ○切抜き速報 福祉ニュース障害福祉編4月号 1,430円 ○切抜き速報 福祉ニュース高齢福祉編4月号 1,430円 ○月刊自治研(8976円/12) 748円

経費算出表

	合計	10,195円
合 計		10,195円

※複数の支出項目や按分した経費がある場合に記載してください。

摘 要

一紙めは読売新聞。改選後領収書宛名は市民民主クラブから立憲民主党に変更。

※会派に所属しない議員に対する政務活動費の場合は、「代表者」欄を「会派に所属しない議員」欄とし、「経理責任者」欄は使用しない。



領収書

区域 002-A 全戸 0240

お問合せNo 02963

お名前 大澤 洋子 様
横山3-2-10

05 年 04 月分

銘 柄	部 数	金 額
1 読売新聞セット	1	4,400
2		
3		

◇左記の通り領収しました

合 計

4,400 円

領収日 2023 年 4 月 30 日



読売センター新相模原

所 長 新井輝道

〒252-0237 相模原市中央区千代田1-1-16

TEL 042(752)6024 FAX 042(753)8401



裏面とあわせて内容を
十分お読みください



領収書

区域 002-A 全戸 0237

お問合せNo 18750

お名前 大澤 洋子 様
横山3-2-10

5 年 4 月分

銘 柄	部 数	金 額
1 神奈川新聞	1	3,500
2		
3		

◇左記の通り領収しました

合 計

3,500 円

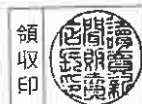
領収日 2023 年 4 月 30 日

古紙袋

読売センター新相模原

TEL 042-752-6024

相模原市中央区千代田 1-1-16



裏面とあわせて内容を
十分お読みください

領収書

No. 013012

立憲民主党 様

金 額	円
¥ 8800	

但し年間購読料 2023 年 4 月 ~ 24 年 3 月

上記の金額正に領収致しました

領収内訳		円
広告掲載料		
新聞購読料	8000	
消費税	800	
合 計	¥ 8800	

2023 年 5 月 16 日

収 入

有限
会社

相模経済新聞

〒252-0237 神奈川県相模原市中央区千代田

オアシス相模原ビル

TEL 042-757-3534 FAX 042-758-1

印 紙

取扱者印



領 収 書

市民民主クラブ

様

№ 011595

¥ 62,568

上記金額を確かに領収いたしました。
今後とも末永くご愛顧のほどお願い申し上げます。



2022年 12月 28日



教 育 版 (部)	総合学習編 (部)
社 会 科 版 (部)	福祉ニュース編 (部)
健 康 教 育 版 (部)	福祉ニュース編 (部)
生 活 と 科 学 版 (部)	福祉ニュース編 (部)
コ ラ ム 載 時 記 (部)	
科 学 と 環 境 版 (部)	専用ファイル (冊)
保 育 と 幼 児 教 育 版 (部)	他 ()
申込金・他 (334099-1514)	
年 月 日	入 金 小 切 手
2022年 月 日 (9) 号から	金 銀 振 替 切 手
2022年 月 日 (8) 号まで	種 回 金 切 手
	別 持 参

※社印及取扱者印なきものは無効です。
※金額の抹消訂正は無効です。

取扱窓口 営業部・事務管理センター ()
〒530-0045 大阪市北区天神西町6番7号
(ファインアートビル)
TEL 06-6365-1560 FAX 06-6365-9518
URL <http://www.nihon-mic.co.jp>
メール info@nihon-mic.co.jp

取扱者印

お客さまコード

大沢 洋子 様

〒530-0045 大阪市北区天神西町6-7
ファイン・アートビル
株式会社ニホンミツク
代表取締役 大沢 洋子
TEL: 06-6365-1560 FAX: 06-6365-9518

請 求 書

金 額 62,568 円 也

年 月 日

内 訳	消費税率	単価(税込)	金額(税込)
334099-15 切抜き速報 教育版(2022年9号~2023年8号分)	10%	2,354 円	28,248 円
339337-14 切抜き速報 福祉ニュース障害福祉編(2022年9号~2023年8号分)	10%	1,430 円	17,160 円
348403-12 切抜き速報 福祉ニュース高齢福祉編(2022年9号~2023年8号分)	10%	1,430 円	17,160 円
		本体価格	税込金額
		8% 円	円
		10% 56,880 円	5,688 円
		入金済	円
		合計金額	62,568 円

※小数点以下は表示していません。

※ 領収書等証憑金額は、四角をしっかりと貼付すること。
※ 領収書等が複数ある場合には、意わずに貼ること。

領収書等貼付用紙

領 収 証

立憲民主党

様 No. 12313

★

¥ 8,976

内 訳

現金

小切手 /

手 形 /

消費税額等 (%)

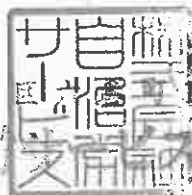
但 阿部知子 2023年4月10日 2023年4月10日

2023年 5 月 12 日 上記正に領収いたしました

収入印紙
2000円

東京都千代田区

株式会社 自治体



コクヨ ウケ-98

※ 領収書等証拠書類は、四隅をしっかりと貼付すること。
※ 領収書等が複数ある場合には、重ならないように貼ること。

支 出 書

No.

		代 表 者	経理責任者
			
支 出 年 月 日	2023年4月28日		
支 出 科 目	資料購入費		
金 額	7,900円		
内 容	(金子豊貴男議員分 新聞購読料として) 「朝日新聞」「神奈川新聞」 2023年4月分購読料＝7,900円		
経費算出表			
朝日新聞 購読料		4,400円	
神奈川新聞 購読料		3,500円	
合 計		7,900円	
※複数の支出項目や按分した経費がある場合に記載してください。			
摘 要 1紙目は「毎日新聞」を購読			

※会派に所属しない議員に対する政務活動費の場合は、「代表者」欄を「会派に所属しない議員」欄とし、「経理責任者」欄は使用しない。

領収書等貼付用紙

ASA 朝日新聞サービスセンター
4区 56番

照会番号
23285

領 収 証

相模原市議会市民民主クラブ様 '23年 4月分

銘 柄	部 数	金 額	合 計 金 額
朝日新聞セット ※	1	4,400	7,900円 ※消費税 7,900円(内消費税 585円)
神奈川新聞 ※	1	3,500	
A99 ※軽減税率対象 値引き 円			上記金額正に領収致しました。 23年 4月 28日

お知らせ

コロナウイルスの影響で、今は大変な時期ですが皆様の努力で乗り越えていきましょう。

ASA相模原みなみ
相模原市南区松が枝町7-4
TEL 042-743-0398
代表取締役 岩崎公則



領 収 証

SZ 999

10区 14

金子 様

東林間4-21-19

63400 順

3586 読

R5年4月分

銘 柄 名	部 数	金 額	合 計 金 額 (円)
毎日新聞※ ※は軽減税率8%(消費税318)	1	4,300	4,300 (税込)
	合計	4,300	
			23年 4月 28日

よく読む子ほど成績良い
思考力・判断力・表現力
が身につく「毎日小学生
新聞」ぜひお試しを。

ご購入ありがとうございます。上記の
金額領収致しました。
領収金額には消費税が含まれています。

毎日新聞
スポニチ
東京新聞

相模原南部販売所

相模原市南区相南4-8-22

☎(042) 742-8007

- ※ 領収書等証拠書類は、四隅をしっかりと貼付すること。
- ※ 領収書等が複数ある場合には、重ならず貼ること。

支 出 書

代 表 者	経理責任者
大沢	仁科

支 出 年 月 日	令和5 年 4 月 1 日
支 出 科 目	事務所費
金 額	20,000 円
内 容	事務所賃料として（臼井分）

検

経費算出表

4月分	40000×1/2	20,000
合 計		20,000

※複数の支出項目や按分した経費がある場合に記載してください。

摘 要

※政務活動費マニュアルに従い1/2に案分

※会派に所属しない議員に対する政務活動費の場合は、「代表者」欄を「会派に所属しない議員印」欄とし、「経理責任者」欄は使用しない。

領収書等貼付用紙



市民民主クラブ様

No.

登録番号

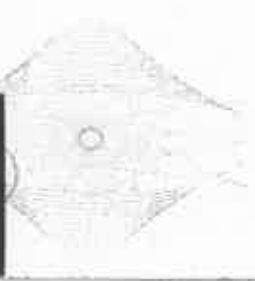
金額

7,400.00

但 令和5年4月分事務所家賃として

令和5年3月31日 上記正に領収いたしました

内 訳	
現金	
小切手	/
手形	/
税率	金額 (税込・税別)
%	消費税額等
税率	金額 (税込・税別)
%	消費税額等



- ※ 領収書等証拠書類は、四隅をしっかりと貼付すること。
- ※ 領収書等が複数ある場合には、重ならず貼ること。

事務所賃貸借契約書

賃貸人 [REDACTED] (以下、「甲」という)と賃借人日井貴彦(以下、「乙」という)は、甲の所有する後記建物(以下、「本件建物」という)の賃貸借に関し、次の通り契約する。

第1条【契約】

甲は、乙に対し、本件建物を次条以下の条件で賃貸し、乙はこれを賃借する。

第2条【使用目的】

1. 乙は、本件建物を 事務所として使用し、その他の目的に使用しないものとする。
2. 乙は、本件建物を現状のまま使用するものとし、事前に甲の書面による許可を得た場合を除き、本件建物に造作の設置・模様替えその他の工作を加えてはならない。
3. 乙が前項に基づき造作の設置・模様替えその他の工作を施した場合には、乙は、賃貸借終了の時点において、自己の費用をもって本件建物を原状に復しなければならない。

第3条【契約期間】

契約期間は、平成23年5月1日から平成25年5月1日までの2年間とし、期間満了の2か月前迄に甲乙いずれかの通知がない限り、2年間自動延長するものとする。

通算 H25.5.1 ~ H27.5.1

第4条【賃料】

賃料は月額4万円とし、毎月末日までにその翌月分を支払うものとする。

27.5.2 ~ 29.5.

29.6.2 ~ 31.5

令和元 5.2 ~ 3.5

令和3 5.2 ~ 5.5

第5条【賃料の改訂】

甲または乙は、物価、公租公課、近隣建物賃料の変動により賃料が不相当となったとき

は、賃料の増減を請求することができる。

第6条【光熱費等】

乙は、第4条の賃料の他に、電気・水道・ガス料金・衛生清掃費・冷暖房費その他本件建物の使用に際して発生する諸経費を自己の負担で支払わなければならない。

第7条【禁止条項】

乙は、本件建物を第2条に定めた目的以外の使用に供し、賃借権を譲渡もしくは本件建物を第三者に転貸し、または第三者の使用に供してはならない。

第8条【修繕費の負担】

1. 甲は、本件建物の維持保全に必要な修繕を行う義務を負う。
2. 乙は、建具、造作、給排水設備、照明器具、壁等、日常の使用によって損耗する部分につき修理費用を負担する。
3. 費用の負担につき疑義のあるときは、甲乙協議の上、決定する。

第9条【契約の解除】

甲は、乙に次の各号の一に該当する事由が発生したときは、何らの催告なしに、本契約を解除することができる。

1. 賃料の支払いを3か月以上怠ったとき
2. 第8条に違反したとき
3. その他本契約の条項に違反し、当事者間の信用を著しく害したとき

第10条【明渡し】

1. 本契約が終了したときは、乙は直ちに本件建物を原状に復した上で甲に明け渡す。
2. 本契約の終了に際し、乙は、甲に対し、移転料、立退料、その他これに類するいかなる

金銭も請求しない。

第11条【損害賠償】

乙は、乙の従業員・取引先、その他乙の営業活動に関して本件建物に立ち入った者の故意または過失によって甲に損害を与えたときは、その損害の全額を甲に対して賠償しなければならない。

第12条【解約申入れ】

乙が契約期間中に本契約を解除しようとするときは、乙はその2か月前までに甲に対してその通知を行うものとする。ただし、乙が賃料の2か月分を即時に支払うときは、即時に本契約を解除することができる。

（建物の表示）

建物の表示

住所	神奈川県相模原市中央区中央1-10-17
種類	事務所

以上、本契約の成立を証するため、本契約書二通を作成し、甲乙記名捺印の上、各一通を保有する。

平成23年4月20日

貸主(甲)

住所



氏名



借主(乙)

住所



氏名

白井貴彦



支 出 書

代 表 者	経理責任者
大沢	仁科

支 出 年 月 日	令和5 年 4 月 1 日	検
支 出 科 目	事務所費	
金 額	16,000 円	
内 容	事務所及び駐車場賃貸費用として（栗原分） 4月分	

経費算出表

賃貸費用	32000×1/2	16,000
合 計		16,000

※複数の支出項目や按分した経費がある場合に記載してください。

摘 要

規定により、1/2は自己負担

※会派に所属しない議員に対する政務活動費の場合は、「代表者」欄を「会派に所属しない議員」欄とし、「経理責任者」欄は使用しない。

領収書等貼付用紙

領 収 証

市民生活クラブ 栗原 様 令和4年 7月 24日

★ ￥192,000

但令和4年11月～令和5年4月 事務所・駐車場代

上記正に領収いたしました

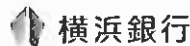
内 訳

税率	金額(税抜・税込)
%	消費税額等
税率	金額(税抜・税込)
%	消費税額等



コクヨ ウケ-1048

ご利用控え



横浜銀行

- ご預金の預け入れの場合は、必ずお通帳をご利用願います。
- 銀行からカードの暗号について、お問い合わせすることは絶対ありません。

区 分	機 番	処理番号	日 付
お振込	1149974	04-07-24	
銀行番号	店 番		取扱店店番
			421
金 額	振 込 額	残 高	残 高
万円	五千円	二千円	千円
500円	100円	50円	10円
5円	1円		
手 数 料	金 額		
(消費税を含む)			
17:27	¥550	¥192,000	
お つ り	残 高		
円	*****円		
手数料のうち振込手数料	¥40		
	000095		
クリハラ ユタカ 様			
電話番号	090-541-7481		

裏面を必ずご覧下さい

※ 領収書等証拠書類は、四隅をしっかりと貼付すること。
※ 領収書等が複数ある場合には、重ならず貼ること。

貸 貸 契 約 書

貸主、[REDACTED]を甲とし、借主、栗原大を乙として、下記の条件に基づいて、賃貸契約を締結する。

物件 相模原市緑区中野1360番地
事務所及び駐車場

賃貸料 月額32、000円

- (1) 契約期間 令和 1年5月1日より
令和 5年4月30日まで
- (2) 甲は上記の物件を乙に貸付け、乙は甲に賃貸料を
年2回、6月と12月に分けて先払いする
- (3) 賃貸料の改定は甲、乙双方で協議して行う。

平成31年4月30日

甲

乙 相模原市緑区鳥屋51-4
栗原 大

支 出 書

		代 表 者	経理責任者
			
支 出 年 月 日	2023 年 4 月 11 日		
支 出 科 目	事務所費		
金 額	28,633 円		
内 容	2023年4月分, 市民民主クラブ事務所賃借料として 桜井はるな議員分		
経費算出表			
賃借料	$81,480円 \div 30 \times 21 \div 2$	28,518	
振り込み手数料	$330円 \div 30 \times 21 \div 2$	115	
合 計		28,633	
※複数の支出項目や按分した経費がある場合に記載してください。			
摘 要			
按分 令和5年4月1日から9日間選挙活動に使用したため、21日分を2分の一按分計上した			

※会派に所属しない議員に対する政務活動費の場合は、「代表者」欄を「会派に所属しない議員」欄とし、「経理責任者」欄は使用しない。

ご利用控え 横浜銀行

○ご預金の預け入れの場合は、必ずお通帳をご利用願います。
○銀行からカードの暗号について、お問い合わせすることは絶対ありません。

区 分	機 番	処理番号	日 付
お振込	2601699	05-04-11	
行番号	店 番	取扱い店番	
		415	
万 円	五千円	二千円	千円
500円	100円	50円	10円
5円	1円		
手 数 料 (消費税等を含む)		金 額	
13:20 ￥330円		￥83,520円	
お つ り		残 高	
円		円 **** * * * * * * * * * *	
手数料のうち振込手数料		￥330	
		000080	
			
サクライ ハルナ 様			
電話番号 			

裏面を必ずご覧下さい

※ 領収書等証拠書類は、四隅をしっかりと貼付すること。
※ 領収書等が複数ある場合には、重ならず貼ること。

建物・貸室賃貸借契約一部改訂同意書

貸主 [] (以下、甲という) と、借主 桜井はるな (以下、乙という) は、
両者が平成23年8月28日に締結した 高室荘店舗に係わる賃貸借契約に関し
契約期間を次の通り改定することに同意する。

1. 月額賃料 現行 81,480円 (消費税10%含む) を据置とする
共益費 現行 2,040円 (消費税10%含む) を据置とする
合計 現行 83,520円 (1円単位は四捨五入)
2. 実施期日 2020年 9月 1日
3. 現契約期間 2017年 9月 1日より2020年 8月31日までの3年間
更新期間 2020年 9月 1日より2023年 8月31日までの3年間
4. 保証金預り証 今回預り分 0円既預り分480,000円。但し、無利息のこと。
(上記の金額は契約書記載金額を補充したものである。) 合計480,000円。
5. 契約の更新 更新契約は契約期間満了時の1ヶ月前までに甲の指定する方法において行い、
更新に際し乙は新賃料の1か月分を更新料として甲へ支払うものとします。
更新の実施開始日は、更新月の初頭日とします。
6. 借主は、借主の責において借家人賠償責任を目的とした火災保険に加入する。(3年間)

上記取定めを証するため、本書2通を作成し、各自1通を所持する。

以上

2020年 9月 1日

貸主 住所 []

氏名 []

住所 []

氏名 []

借主 住所 []

氏名

桜井はるな

印

連絡先

TEL []

立会人

神奈川県知事 (2) 第28981号

相模原市南区相模大野6-17-23

ランドホーム株式会社

代表取締役 熊井克行

TEL 042 (705) 1620

宅地建物取引士

神奈川県知事 第54932号

熊井克行

建 物 賃 貸 借 契 約 書

賃貸人



賃借人 桜井はるな

契約日 平成23年8月28日

神奈川県相模原市南区相模大野3丁目14番16号

有限会社 足立不動産

電話 (042) 742-2510

賃貸借契約書

賃貸人 [REDACTED] (以下甲という) と

賃借人 桜井はるな (以下乙という) とは

本契約第1条に記載する建物の貸室 (以下、本物件という) に関する貸室
賃貸借契約を次の通り締結する。

(賃貸借室の表示)

252-0303

第1条 甲は、甲所有の次の物件を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

名 称 高室荘

所 在 地 神奈川県相模原市相模大野6丁目13番16号

3号室

構 造 木造 2階建

賃貸面積 1階 16.56 m² (5.00 坪)

2) 前項の面積は、壁心計算とする。

(使用目的)

第2条 乙は、本物件を 事務所 として使用するものとし、甲の承諾なく他の用途に使用してはならない。

(賃貸借期間)

第3条 賃貸借の期間は平成23年9月1日から平成26年8月末日迄の3年間とする。

2) 期間満了と同時に本契約を終了させようとする時は貸主は6ヶ月前、借主は3ヶ月前迄に相手方に対してその旨を書面により通知しなければならない。

3) 本条2項で定める期日までに、甲又は乙いずれからも書面による通知がない場合、甲乙協議の上、新賃料を設定し更に3年間更新できるものとする。尚、その後の期間満了についても同様とする。

4) 本契約を更新する際には、更新料として、新賃料の1ヶ月分を乙は、甲に支払うものとしします。

(賃料及び共益費)

第 4 条 乙は、下記金額を毎月末日迄に翌月分として甲の指定する銀行口座へ振込み支払う。
尚、振込みに係わる手数料は、乙の負担とする。但し、1ヶ月に満たない賃料及び
共益費は、日数により日割計算とする。

記

月 額 賃 料 金 8 0, 0 0 0 円 也

共 益 費 金 2, 0 0 0 円 也

合 計 金 8 2, 0 0 0 円 也

<振込み先>

- 2) 前項の規定に拘わらず物価の変動、土地建物に対する公租公課、諸経費の増減、
近隣土地建物賃料の変動、その他経済情勢の変動に基づく事情により、当該賃料及
び共益費が不相当と認められるに至った時は、改定することが出来るものとする。
- 3) 乙は、本物件使用に関連して生ずる電気、ガス、水道、電話、冷暖房等の基本料
金及び使用料金の一切を負担する。

(保 証 金)

第 5 条 乙は、本契約に基づく債務の履行を担保するため、本契約と同時に甲に保証金とし
て、金 4 8 0, 0 0 0 円 也を預託する。

但し、保証金に対して利息を付さない。

- 2) 本契約存続中は、乙は保証金を以って賃料その他甲に対する一切の債務との相殺を
主張することができない。
- 3) 乙に賃料その他本契約に基づく債務の不履行又は損害債務がある時、甲は保証金よ
りこれに充当出来るものとし、この場合に於いて乙は保証金の不足額を甲に対し直ち
に補填しなければならない。
- 4) 乙は、保証金の返還請求権を第三者に譲渡し又は債務の担保に供してはならない。
但し、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(保証金の返還)

第 6 条 本契約が終了した場合は、乙が本物件を完全に明渡し、且つ甲に対する一切の債務
を完済し尚残額があれば、甲は乙に速やかに保証金残金を返還する。但し、契約期間

満了による解約の場合、乙は保証金の10%を償却費を、乙の都合による契約期間中の解約となった場合においては、乙は保証金の20%を償却費として甲に支払うものとする。

- 2) 乙は、保証金により甲に対する債務を完済できず不足金額が生じた場合は、その不足金額を直ちに甲に支払わなければならない。
- 3) 乙の都合による本契約期間中の解約の場合、保証金の返還については原状回復費一切の債務終了後現行期間満了日迄に支払う。

(遅延損害金)

第7条 乙が、賃料その他本契約に基づく甲に対する債務を約定の期日までに支払わなかった場合、甲は支払期日の翌日より支払済に至るまでの遅延損害額に対して年14.6%の割合による損害金を乙に請求することが出来る。

(禁止行為)

第8条 乙は、甲の書面による事前の承諾を得ないで、次の行為をしてはならない。

- (1) 第2条に記載の使用目的以外に本物件を使用すること。
- (2) 本物件の全部又は一部を第三者に転貸し、或は使用させ、若しくは共同使用すること。又、第三者の名義上の住所、若しくは営業所としたり、乙以外の在室名義を表示すること。営業譲渡、合併その他による包括承継の場合も同様とする。
- (3) 本物件内に宿泊、居住すること。
- (4) 賃借権、営業権、及び造作権を譲渡し、又は担保に供すること。
- (5) 甲の書面による承諾なしに指定場所以外に看板、広告、その他の表示をすること。
- (6) 事前に書面による承諾なく本物件内及び躯体、外壁に工事を行うこと。
- (7) その他、他人に損害又は障害を及ぼし警察沙汰になるような行為をすること。

(造作及び修理)

第9条 乙による本物件内の造作、設備工事成は修理を要する場合は、予め甲の書面による承諾を得なければならないものとし、その費用は、乙の負担とする。

- 2) 甲の所有に係わる建物附帯設備、構築物の破損又は故障により修理の必要が生じ、又は生ずる恐れがあるときは、乙は速やかに甲に通知するものとする。
- 3) 前項の通知により甲が必要と認めた修理は、甲がその費用を負担して実施する。但し、本物件内の天井、壁の塗装替、床の張替、照明灯の取替等の小修理、又は乙の責に帰すべき事由による修理は、乙が負担するものとする。

(届出事項)

第10条 乙は、次の各号の一に該当する場合は甲に対して速やかに書面によりその旨を届け出なければならない(会社謄本並びに代表者印鑑証明証を添付、契約時も同様とする)。

- (1) 商号を変更する時。
- (2) 本店の所在地を変更する時。
- (3) 代表取締役、代表者、社長、その他名称の如何に拘わらず法律上の又は事実上、本物件を使用する者を変更する時。
- (4) 資本構成に重大な変更を加える時。
- (5) 会社組織を変更する時。

(立入点検)

第11条 甲又は甲が指定した者は、建物の保全、衛生、防犯、防火、救護その他建物の管理上必要がある時は、予め乙に通知した上本物件内に立ち入り、これを点検し、適宜の措置を講ずることが出来る。但し、非常の場合、予め通知しないで本物件内に立ち入ることが出来るが、事後速やかに乙に報告しなければならない。

- 2) 本条第1項の場合乙は、甲の措置に協力しなければならない。

(善管注意義務)

第12条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意を以て使用しなければならない。

(損害賠償及び免責)

第13条 乙及びその関係者等の故意又は過失により、本物件及び甲又は第三者に損害を与えた場合、乙は直ちにその旨を甲に通知し、且つその与えた損害の一切を賠償しなければならない。

- 2) 天災地変、火災等の災害、盗難、又は第三者の行為、その他甲の責に帰す事の出来ない事由により乙が被った損害に対して甲はその責を追わない。

(解約予告)

第14条 本契約締結後、第3条に拘わらず本契約を解除しようとする時は、乙は3ヶ月前迄に、甲に対して書面によりその予告をしなければならない。但し、乙は予告に代えて3ヶ月分の賃料及び共益費相当額を支払い即時解約することが出来る。又、乙は甲の書面による承諾を得ないで解約の撤回若しくは解約日の変更をすることが出来ない。

(契約の解除)

第15条 乙に次の各号の一に該当することがあった場合、甲は何等の催告なしに本契約を解除し契約を終了する事が出来る。

この場合、甲が損害を被った時は乙に対してその損害の賠償を請求する事が出来る。

- (1) 賃料及び共益費その他毎月支払う義務の支払いを1ヶ月分以上怠った時。
- (2) 本契約又はこれに付随して締結した契約の各条項の一に違反した時。
- (3) 本物件を甲の承諾なくして1ヶ月以上使用しない時。
- (4) 解散、清算、破産、会社更生等の申立をうけ、又はこれをなした時。
- (5) 強制執行、差押、競売の申立、保全処分、滞納処分等を受けた時。
- (6) 乙の資産、信用又は事業等に重大な変更を生じ著しく信用を失墜する事実があり、甲が本契約を継続しがたいと判断した時。

(契約の消滅)

第16条 天災地変、その他の事由により建物の全部又は一部が滅失し若しくは毀損し、本物件の使用が不可能となった場合、本契約は当然に終了する。

- 2) 本条第1項の場合、甲は乙に対して一切の責を負わないものとし、甲は乙に第4条の前払い賃料及び共益費、第5条の敷金を乙の本契約に基づく債務がある場合はこれを清算し残額を速やかに返還する。

(原状回復)

第17条 乙は、本契約を終了し、明渡し日迄に本物件に設置した造作その他施設及び乙所有の物品を収去し、又、乙の希望により甲が新設付加した甲物件については、甲の要求がある時は、破損、故障、磨耗箇所を乙の費用を以て修復又は収去し、本物件を原状に復して、これを甲に明け渡す。原状修復工事は、甲の指定する業者により実施し、その費用は乙の負担とする。

- 2) 本契約終了後、乙が本物件を原状に復さない時は、甲は自ら諸造作、施設等を収去し又は破損、故障、磨耗箇所を修復し、その費用を乙に請求することが出来る。
- 3) 本契約が終了し、乙が本物件を明渡し後に本物件に残置した造作或は物品がある時は、甲は乙がその所有権を放棄したものと認め任意にこれを処分することが出来る。
- 4) 本契約が終了と同時に乙が本物件を明け渡さない時は、乙は本契約終了の翌日から明渡し完了に至る迄の賃料及び共益費相当額の倍額の損害金並びに諸費用相当額を甲に支払い、且つ明渡し遅延により甲が損害を被った時は、その損害を賠償しなければ

ばならない。公共料金の未払金の清算も同様とする。

(立退料等の不請求)

第18条 乙は、本物件の明渡しに際し、その事由或は名目の如何に拘わらず、甲に対し本物件、諸造作及びその他施設について支出した必要費、有益費の償還請求又は移転料、立退き料、権利金等一切の請求をしないことは勿論、本物件内に自己の費用を以って設置した諸造作及びその施設の買い取りを請求することは出来ない。

(防火管理者の専任)

第19条 乙は、監督官庁の指導若しくは建物管理体制の変更等により防火管理者が必要と成った場合、乙の従業員若しくは乙の指定する者を防火管理者として選任設置しなければならない。

(管轄裁判所)

第20条 本契約から生ずる権利義務について争いが生じた時は、本物件所在地の裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

(守秘義務)

第21条 乙は、本契約に定める条項及び本契約に付帯して締結する諸約定の内容を第三者に漏洩してはならない。

(定外事項)

第22条 本契約に定めのない事項並びに契約条項及び解釈に疑義が生じた時は、関係法規並びに慣習に従い、甲乙誠意を以って協議の上善処するものとする。

(特約条項)

乙は、次の事項を再認識し遵守出来ない場合、即時本契約は解除されても異議を申し述べないものとする。

1. 本契約書第4条のとおり賃料は、当月分を前月末日までに支払う前納とすること。
2. 造作費および備品は第3者売買できないものとする。
3. 乙は契約期間中必ず家財保険に加入しなければならない。
4. エアコン、照明器具は残置物扱いになります。

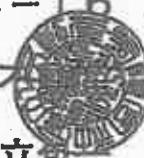
本契約締結の証として本書を2通作成し、甲乙が記名捺印の上、甲乙各々1通を保有する。

平成23年8月28日

甲（賃貸人） 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

甲（賃貸人） 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

上記代理人 住所 神奈川県相模原市南区相模大野3-14-16
氏名 有限会社 足立
代表取締役 足立



乙（賃借人） 住所 [REDACTED]
氏名 桜井 けい子



住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

宅地建物取引主任者

(東京) 第195266号

高田 知裕



建物・貸室賃貸借契約一部改訂同意書

貸主 [REDACTED] (以下、甲という) と、借主 桜井はるな (以下、乙という) は、
両者が平成23年8月28日に締結した 高室荘店舗に係わる賃貸借契約に関し
契約期間を次の通り改定することに同意する。

1. 月額賃料 現行 80,000円を据置とする
共益費 現行 2,000円を据置とする
2. 実施期日 平成29年 9月 1日
3. 現契約期間 平成26年 9月 1日より平成29年 8月31日までの3年間
更新期間 平成29年 9月 1日より平成32年 8月31日までの3年間
4. 保証金預り証 今回預り分 0円既預り分480,000円。但し、無利息のこと。
(上記の金額は契約書記載金額を補充したものである。) 合計480,000円。
5. 契約の更新 更新契約は契約期間満了時の1ヶ月前までに甲の指定する場所において行い、
更新に際し乙は新賃料の1か月分を更新料として甲へ支払うものとします。
更新の実施開始日は、更新月の初頭日とします。
6. 借主は、借主の責において借家人賠償責任を目的とした火災保険に加入する。(3年間)

上記取定めを証するため、本書2通を作成し、各自1通を所持する。

以上

平成29年 7月15日

貸主 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

借主 住所 [REDACTED]

氏名 桜井はるな [REDACTED]

連絡先 [REDACTED]

立会人

神奈川県知事 (1) 第28981号

相模原市南区相模大野6-17-

ランドホーム株式会社

代表取締役

熊井克樹

宅地建物取引士

神奈川県知事 第54932号

熊井克樹

TEL 042 (705) 1620

建物・貸室賃貸借契約一部改訂同意書

貸主 [REDACTED] (以下、甲という) と、借主 桜井はるな (以下、乙という) は、
両者が平成23年8月28日に締結した 高室荘店舗に係わる賃貸借契約に関し
消費税税率改定により賃料・共益費を次の通り改定することに同意する。

1. 月額賃料 現行 80,000円 (消費税8%) を 81,480円 (消費税10%) とする
共益費 現行 2,000円 (消費税8%) を 2,040円 (消費税10%) とする
2. 実施期日 2019年10月 1日

上記取定めを証するため、本書2通を作成し、各自1通を所持する。

以上

2019年10月 1日

貸主 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

借主 住所 [REDACTED]

氏名 桜井 はるな TEL [REDACTED]

連絡先 TEL [REDACTED]

立会人

神奈川県知事 (1) 第28981号

相模原市南区相模大野6-17-23 宅地建物取引士

ランドホーム株式会社

神奈川県知事 第54932号

代表取締役 熊井克行

熊井克行

TEL 042 (705) 1620

支 出 書

		代 表 者	経 理 責 任 者
			
支 出 年 月 日	2023 年 4 月 25 日		
支 出 科 目	事務所費		
金 額	30,000 円		
内 容	鈴木議員分 4月分事務所賃借料並びに駐車場代として		
経費算出表			
按分率2分の1適用	$60,000 \times 0.5$	30,000	
合 計		30,000	
※複数の支出項目や按分した経費がある場合に記載してください。			
摘 要			
その他の政治活動を鑑み按分率を2分の1とする。			

※会派に所属しない議員に対する政務活動費の場合は、「代表者」欄を「会派に所属しない議員」欄とし、「経理責任者」欄は使用しない。

領 収 証

市民民主クラブ

様

No. _____

★ 円 60,000-

但 4月分事務所賃借料並に駐車場代 として

2022 年 4 月 25 日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)



建物賃貸借契約書(事業用)

賃貸人 [REDACTED] (以下「甲」という。)と賃借人 鈴木秀成 (以下「乙」という。)
は、物件の表示記載の建物(以下「本件建物」という。)の賃貸借(以下「本件賃貸借」という。)
に関し、次のとおり契約を締結します。

頭書1.不動産の表示

不動産の表示	所在地	相模原市南区上鶴間7-4-9		建物の 名 称	モンブラン店舗
	種類	事務所		構造	木造 2階建
	賃貸部分	2階	床面積	約55㎡	
	付属施設	便所・洗面所・台所			
管理業者	住所 (主たる事務所の所在地)				
	氏名(商号または名称) (マンションの管理の適正化の推進に関する法律 による登録を受けているときはその登録番号)				

頭書2.賃貸借条件

頭書2.賃貸借条件

賃貸借条件	賃料	月額 60,000円		保証金	無
	管理費	無		償却費	無
	共益費	無			
	使用目的	事務所		賃貸方法	普通賃貸借契約
	契約期間	令和4年4月1日から 令和7年3月31日までの(3年間)			
	支払期限	毎月末日までに翌月分を支払う			
	支払方法	1.口座振替 2.振込	金融機関 : 口座番号 : 口座名義人 :		
3.持参		持参先 :			

頭書3.更新に関する事項

更新の際には、新賃貸借契約書を作成し甲・乙が署名・捺印し契約を更新するものとする。

この契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲・乙および丙それぞれ署(記)名押印のうえ、
甲乙各1通を保有するものとします。

令和4年3月24日

賃貸人 (甲)	住所	[REDACTED]			TEL	[REDACTED]
	氏名	[REDACTED]	所有名義人	[REDACTED]	[REDACTED]	
賃借人 (乙)	住所	[REDACTED]				
	氏名	鈴木秀成 印				
	緊急時の 連絡先	(賃借人との関係) [REDACTED]	住所	[REDACTED]		
			氏名	[REDACTED]		
連 帯 保証人 (丙)	住所					
	氏名					

契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書1に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、事業に供することを目的とする借地借家法(以下「法」という。)第38条に定める賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書2記載のとおりとする。

- 2 本契約は、前項に規定する期間の満了により終了し、更新がない。ただし、甲及び乙は、協議の上、本契約の期間の満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約(以下「再契約」という。)をすることができる。
- 3 甲は、第1項に規定する期間の満了の1年前から6ヶ月前までの間(以下「通知期間」という。)に乙に対し、期間の満了により賃貸借が終了する旨を書面によって通知するものとする。
- 4 甲は、前項に規定する通知をしなければ、賃貸借の終了を乙に主張することができず、乙は、第1項に規定する期間の満了後においても、本物件を引き続き賃借することができる。ただし、甲が通知期間の経過後乙に対し期間の満了により賃貸借が終了する旨の通知をした場合においては、その通知の日から6ヶ月を経過した日に賃貸借は終了する。

(賃料)

第3条 乙は、頭書2の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

- 2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
 - 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
 - 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
 - 三 近傍類似の建物の賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合
- 3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書2の記載に従い甲に支払うものとする。

- 2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。
- 3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

- 2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

(保証金)

第6条 乙は、本契約から生じる債務の担保として、保証金を甲に預け入れるものとする。

- 2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
- 3 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認めた場合には、遅滞なく第1項の保証金額を償却して、無利息で、乙に返還しなければならない。
- 4 前項の場合において、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在するときには、前項の償却後の金額から当該債務の額を差し引いたその残額を、乙に返還するものとする。
- 5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(禁止又は制限される行為)

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
- 3 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく頭書2の事業内容を変更してはならない。
- 4 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
- 5 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
- 6 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
 - 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
 - 三 騒音等の迷惑行為を行うこと
- 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること
- 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
- 六 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 7 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 階段・廊下等共用部分への物品の設置
 - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、管理規約・使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
- 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
- 5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

- 第10条 甲は、第3項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
 - 3 乙は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。
 - 一 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え
 - 二 その他費用が軽微な修繕

- 4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは、乙はこれを賠償する。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号に該当した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。

- 一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヶ月以上怠ったとき
 - 二 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき
- 2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。
- 一 本物件を頭書2記載の事業以外の用に供したとき
 - 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条のいずれかの規定に違反したとき
 - 三 入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき
 - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
- 五 銀行取引の停止
- 六 破産手続きの開始
- 七 民事再生手続きの開始
- 八 会社更生手続きの開始
- 九 特別精算手続きの開始
- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
 - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
- 4 甲は、乙が第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

第12条 乙は、甲に対して3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む。)を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

第13条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。

- 2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部を含む。)を甲に返還しなければならない。
- 4 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために、緊急やむを得ない事情がある時は、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。
- 5 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所を全て修復して、本物件を引渡し当初の原状に復せしめなければならない。
- 6 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(立入り)

第14条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

- 3 本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
- 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の不在時に立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第15条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更
- 二 管理業者の変更

(乙の通知義務)

第16条 乙は、長期に休業するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

(延滞損害金)

第17条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日当たり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(再契約)

第18条 甲は、再契約の意向があるときは、第2条第3項に規定する通知の書面に、その旨を付記するものとする。

2 再契約をした場合には、第13条の規定は適用しない。ただし、本契約における原状回復の債務の履行については、再契約に係る賃貸借が終了する日までに行うものとし、敷金の返還については、明渡しがあったものとして、第6条第3項に規定するところによる。

(契約の消滅)

第19条 本契約は、天災、地変、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が滅失した場合、当然に消滅する。

(免責)

第20条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(協議)

第21条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第22条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(特約事項)

第24条 特約事項については、下記のとおりとする。

- 1 乙は甲の指定する火災保険(借家人賠償責任保険付き)に加入することとする。
- 2 本物件内は禁煙とし(市役所よりの指導あり)喫煙は物件の外ですることとする。
- 3 物件内の残置物に関しては、処理等は甲に相談することとする。
- 4 乙が本契約を解約し退去する際には、現状に復して甲に返却するものとする。

支 出 書

		代 表 者	経理責任者
			

⑤

支 出 年 月 日	令和5 年 5 月 26 日		
支 出 科 目	事務所費		
金 額	4,201 円		
内 容	事務所電気料として（臼井分）		

経費算出表		
4月分光熱費	8402×1/2	4,201
合 計		4,201

※複数の支出項目や按分した経費がある場合に記載してください。

摘 要
※規定により1/2は自己負担

※会派に所属しない議員に対する政務活動費の場合は、「代表者」欄を「会派に所属しない議員印」欄とし、「経理責任者」欄は使用しない。

領収書等貼付用紙

(A)電気料金等郵便振替払込金受領証(領収証)

口座 番号	00150	9	167	加入 者名	東京電力エナジーパートナー 株式会社
年 月 分	5 - 4	払 込 金 額	¥ 8 4 0 2	うち消費税等相当額 円	763
ご契約 50 A	戸 数	力率又はマイ コンの契約容量	ご使用量kWh	コード	うち精算金額 円
			276		
ご使用期間	3月13日 ~ 4月11日	ご契約変更	お名前変更 月 日	月 日	
ご使 用 約 場 所 名 所 義	相模原市 中央区 中央 1丁目 10 番(地) 17 号 棟 号 白井 貴彦 様 お支払人氏名 白井 貴彦 様				
お 支 払 期 限 日	5月 12日				
上記お支払期限日を過ぎた場合のお支払いは、コンビニエンス ・ストアにお願いいたします。					
地区番号	10	ご契約 種 別	従量電灯 B	日 附 印	
お客さま番号					
お問い合わせ先 カスタマーセンター	0120-995-001 (代)				
東京電力エナジーパートナー株式会社 (お客さま控え)					

本領収証により集金員が収納することはありません。

- ※ 領収書等証拠書類は、四隅をしっかりと貼付すること。
- ※ 領収書等が複数ある場合には、重ならず貼ること。

TEPCO

東京電力エナジーパートナー株式会
社に支払い

2021年5月26日 10:19:41

8,402円

支払い完了

詳細を見る

+1 +

あなたの森を確認 >

年間約10,000本の木を節約しよう
電子請求書払いに変更して、
紙や森の木、
そしてあなたの時間も節約しましょう

詳しく見る

Dr. Dev CTED

詳細を見る

支 出 書

代 表 者 印	経 理 責 任 者 印
	

支 出 年 月 日	令和5 年 5 月 27 日	
支 出 科 目	事務費	
金 額	2,435 円	
内 容	4 月分携帯電話使用料、インターネット使用料(携帯電話パケット使用料)及び、タブレット使用料として	
	②インターネット使用料	
	①携帯電話使用料	ピタットプラン5G 3,500
	ピタットプラン5G+通話定額2 2,950	小計(税抜) 3,500
	2年契約+家族割 -170	消費税(10%) 350
	通話料(通話定額2) 222	合計(税込) 3,850 円
	ユニバーサルサービス料 2	
	③タブレット使用料	
	電話リレーサービス料 1	LTEフラット 6,700
	割引 (auスマートバリュー) -1,000	LTE NET 300
小計(税抜) 2,005	2年契約 -1,000	
消費税(10%) 200	スマホセット割 -2,850	
合計(税込) 2,205 円	ユニバーサルサービス料 2	
	電話リレーサービス料 1	
④紙請求書発行手数料	小計(税抜) 3,153	
紙請求書発行手数料(税込) 220 円	消費税(10%) 315	
	合計(税込) 3,468 円	

経費算出表

①携帯電話使用料	2,205 × 1/4 =	551
②インターネット使用料	3,850 × 1/4 =	962
③タブレット使用料	3,468 × 1/4 =	867
④紙請求書発行手数料	220 × 1/4 =	55
合 計		2,435

※複数の支出項目や按分した経費がある場合に記載してください。

摘 要

3/4は自己負担（按分規定による）
クレジットカードポイント直接換金なし

(白井分)

※会派に所属しない議員に対する政務活動費の場合は、「代表者印」欄を「会派に所属しない議員印」欄とし、「経理責任者印」欄は使用しない。

料金内訳書

<凡例> * : 税込または免税料金等、# : 旧税率計算対象料金

内訳に「*」がある料金は、「消費税等」「課税対象額」の計算対象外です。

KDDI 株式会社

臼井貴彦 様

| ご請求コード : 0553599720 | 発行日 : 2023年 5月 3日 | 1 頁

● a u 電話料金

● 合計

10,799 円

利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
	4,018		お客様コード
< 4月ご利用内訳 >	4,018		ご利用月数は2023年 5月で 8年 7ヶ月目です。
▼プラン利用料	3,150		
LTEフラットforTab(i)ds		6,700	
2年契約		-1,000	
スマホセット割		-2,850	
LTE NET		300	
▼オプション使用料	500		
テザリングオプション		500	
▼ユニバーサルサービス料	2		
▼電話リレーサービス料	1		
▼消費税等(10%)	365		10%消費税の課税対象額 3,653円

	6,781	お客様コード
< 4月ご利用内訳 >	6,781	ご利用月数は2023年 5月で23年11ヶ月目です。
▼プラン利用料	5,280	
ピタットプラン 5G+通話定額2	2,950	基本使用料と通話定額2(1800円)の合算額です
ピタットプラン 5G(データ)	3,500	データ利用量は1GB~4GBです。
2年契約N+家族割	-170	
家族割プラス/a uスマートバリュー	-1,000	カウント対象回線数 2台
▼オプション使用料	660	
故障紛失サポート	660	
▼通話料/ピタットプラン 5G+通話定額2	222	
通話料		103,700
SMS(Cメール)送信料		222
通話定額2 割引額		-103,100
a u→自宅割		-140
家族間通話全額割引(家族割)		-460
▼ユニバーサルサービス料	2	
▼電話リレーサービス料	1	
▼消費税等(10%)	616	10%消費税の課税対象額 6,165円

● a u 機器代金/各種オプション品

● 合計

1,505 円

利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
	1,505		
▼購入機器代金/各種オプション品	1,505		
分割支払金		1,505*	47回払い27回目。残額 30,100円
			買い替え時に旧機種返却で、かえトクプログラムがご利用可能です

● a u かんたん決済利用料

● 合計

6.18 円

利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
	618		
▼a u かんたん決済利用料	618		
a u サービス情報料/税込		618*	

● 紙請求書発行等手数料

● 合計

1,100 円

利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
▼紙請求書発行手数料	200		
▼支払証明書発行手数料	800		1通当たり 400円
▼消費税等(10%)	100		10%消費税の課税対象額 1,000円

● 総合計

14,022 円

・通話定額2または通話定額ライト2ご加入者は、電話きほんパックが無料となります。

[illegible]

支 出 書

		代 表 者	経理責任者
			
支 出 年 月 日	令和5 年 5 月 26 日		
支 出 科 目	事務費		
金 額	870 円		
内 容	インターネット通信費として（臼井分）		
経費算出表			
4月分	3480×1/4	870	
合 計		870	
※複数の支出項目や按分した経費がある場合に記載してください。			
摘 要			
※政務活動費マニュアルに従い1/4に按分 クレカポイント直接換金なし			

※会派に所属しない議員に対する政務活動費の場合は、「代表者」欄を「会派に所属しない議員印」欄とし、「経理責任者」欄は使用しない。

検

支払証明書

お客様番号	
お客様名	白井 貴彦 様

支払年月	お支払額	お支払方法
2023年 4月	10,297円	クレジット

上記、ご利用料金をお支払い頂いた事を証明致します。
本紙は電子的に保持しているデータを画面表示したものになります。

2023年05月27日

〒238-0013

神奈川県横須賀市平成町1丁目1番地

株式会社ジェイコム湘南・神奈川

お客さま名 CUSTOMER'S NAME 白井 貴彦 様

ご請求月 MONTH OF ISSUE 2023年 4月

(利用内訳 1 / 1 ページ)

ご利用内容 SERVICES	料金 (円) CHARGES	ご利用期間等 PERIOD OF USE
◇◇ 2023年4月 ◇◇ 【インターネット】 320Mコース	3,480	4月 1日～ 4月30日
【固定電話】 042-719-8335 PHONE プラス	540	4月 1日～ 4月30日
ユニバーサルサービス料	2	4月 1日～ 4月30日
電話リレーサービス料	1	4月 1日～ 4月30日
通話料金 (国内)	78	3月ご利用分
【電力】 J:COM 電気利用料	5,798	2月 8日～ 3月 7日
再エネ発電賦課金 ※税込	572	2月 8日～ 3月 7日
府補助金-7円/kWh ※税込	-1,162	
消費税等 (消費税率10%)	988	税額1円未満、税込除く
合計	10,297	

電話をご利用の皆様へ

ユニバーサルサービス料は、日本全国でユニバーサルサービス (加入電話、公衆電話、緊急通報) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。

尚、基礎的電気通信役務支援機関 (社団法人電気通信事業者協会) から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。

- 初回のご請求は設置月の日割り分と設置月翌月の1ヶ月分の合算となります。
- ※ お手続きの時期により、設置月翌々月までを合算したご請求となる場合があります。
- 月途中でご契約内容を変更した場合、翌月の請求にて精算となります。

電力をご利用の皆様へ

「燃料費調整制度とは」

火力燃料の価格変動を電気料金に迅速に反映させるため、その変動に応じて、毎月自動的に電気料金を調整する制度

「再生可能エネルギー発電促進賦課金とは」

再生可能エネルギーの固定価格買取制度 (再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で買い取ることを国が約束する制度) によって必要となる買取費用を賦課金という形で集めるもの

支 出 書

代 表 者	経理責任者
	

検

支 出 年 月 日	2023 年 5 月 18 日
支 出 科 目	事務費
金 額	1,315 円
内 容	4月分 携帯電話使用料 大沢議員分

経費算出表

携帯電話使用料	$(6280-1800+2+1+300) \times 1.1 / 4$	1,315
合 計		1,315

※複数の支出項目や按分した経費がある場合に記載してください。

摘 要

3月分の使用料を誤って重複して支払ったところ、4月分に振り替えられたが、差額分も支払う必要があったため、領収書が分かれたもの。

※会派に所属しない議員に対する政務活動費の場合は、「代表者」欄を「会派に所属しない議員」欄とし、「経理責任者」欄は使用しない。

領収書等貼付用紙

05113 C71121 0006044 00003601 00002/00002

料金内訳書

<凡例> * : 税込または免税料金等、# : 旧税率計算対象料金
内訳に「*」がある料金は、「消費税等」「課税対象額」の計算対象外です。

KDDI株式会社

大澤 洋子 様

ご請求コード: 8003551502 | 発行日: 2023年 5月12日

1 頁

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
● au 電話料金			● 合計 7,166円
ご利用番号	1,103		お客様コード
< 4月ご利用内訳 >	1,103		ご利用月数は2023年 5月で 5年10ヶ月目です。
▼プラン利用料	1,000		
タブレットプランライト 4G		1,000	
▼ユニバーサルサービス料	2		
▼電話リレーサービス料	1		
▼消費税等(10%)	100		10%消費税の課税対象額 1,003円
データ利用量(データ容量消費あり)	0.70GB		
ご利用番号	6,063		お客様コード
< 4月ご利用内訳 >	6,063		ご利用月数は2023年 5月で23年 2ヶ月目です。
▼プラン利用料	6,280		
ピタット4GLTE(s)+通話定額2		2,950	
ピタット4GLTE(s)(データ)		3,700	
2年契約N+家族割		-170	
LTE NET		300	
auスマートバリュー		-500	
▼通話料/ピタットプラン4Gs+通話定額2	120		
通話料		59,880	
SMS(Cメール)送信料		120	
通話定額2 割引額		-47,700	
家族間通話全額割引(家族割)		-12,180	
▼各種ダイヤルサービス通話料	120		0570ナビダイヤル、0180テレドームなどの通話料です。
▼請求総額割引	-1,800		
請求総額割引額		-1,800	ケータイ→auスマホスタート割(永年)
▼故障紛失サポート(ACS)/税込	868		
Apple製品保証/税込		403	* (本体価格367円)
Apple製品 紛失補償/税込		465	* (本体価格423円)
▼ユニバーサルサービス料	2		
▼電話リレーサービス料	1		
▼消費税等(10%)	472		10%消費税の課税対象額 4,723円
● auかんたん決済利用料			● 合計 548円
ご利用番号	548		
▼auかんたん決済利用料	548		
auスマートパスプレミアム/税込		548	*
● 紙請求書発行等手数料			● 合計 330円
▼窓口取扱手数料	300		
▼消費税等(10%)	30		10%消費税の課税対象額 300円
● 重複入金等による預り金			● 合計 -7,448円
▼重複入金等による預り金	-7,448*		
● 総合計			● 総合計 596円

・通話定額2または通話定額ライト2ご加入者は、電話きほんパックが無料となります。

※ 領収書等証拠書類は、四隅をしっかりと貼付すること。
※ 領収書等が複数ある場合には、重ならないように貼ること。

領収書等貼付用紙

振込金受領書(お客様控)

支払期日 (DUE DATE)

2023年 4月18日

ご請求金額 (TOTAL AMOUNT DUE)

7,448 円

うち消費税額 (TAX)

548 円

ご請求コード (CUSTOMER CODE)

8003551502

電話番号 (telephone No.)

ご依頼人名 (NAME)

大澤 洋子 様

内 訳 (CHARGES)

2023年 3月請求	7,448円
合計	7,448円

※月々のご利用明細は、Webにてご確認
いただけます (URLは裏面参照)

受 取 人 (RECIPIENT)

KDDI株式会社

取扱日付印

印

紙

このミシン目を
切り取って
コンビニエンス
ストアまで
お持ちください

※ 領収書等証拠書類は、四隅をしっかりと貼付すること。
※ 領収書等が複数ある場合には、重ならず貼ること。

領収書等貼付用紙

05113 C71121 0006044 00003068 00001/00002

INVOICE FOR SERVICES

請求金額のご案内 (お支払期日 5月31日)

KDDI株式会社
〒163-8003 東京都新宿区西新宿2-1-1 KDDビル

発行年月日 DATE OF ISSUE 2023年 5月12日

252-0242

神奈川県 相模原市 中央区 横山 3丁目
2-10

大澤 洋子 様

お知らせ INFORMATION

●電話リレーサービス料の番号単価の改定について
電話リレーサービス料は、2023年4月～2024年1月ご利用分まで
1番号あたり月額1円となります。



KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
ご利用料金は、お支払期日までに払込票によりお支払い願います。取扱金融機関でお支払いの場合、入金確認に1週間程度かかりますのでご注意ください。

ご請求年月 2023年 5月
MONTH OF ISSUEご利用年月 2023年 4月
BILLING PERIODお支払期日 2023年 5月31日
DUE DATEご請求金額 596円
TOTAL AMOUNT DUEご請求コード 8003551502
CUSTOMER CODE

お支払期限を過ぎますと約款に定めた延滞利息をいただくことがございます。

●通信サービスご契約のお客さまへのご案内
ユニバーサルサービス料は、日本全国における加入電話・公衆電話等の提供
確保のため、NTT東・西日本に支払われるものです。電話リレーサービス
料は、聴覚や発話に障がいのある方との意思疎通を手話等で仲介するサービ
ス提供のため、日本財団電話リレーサービスに支払われるものです。

サービス別ご利用料金

au電話料	7,166円
(内訳)	1,103円)
	6,063円)
auかんたん決済利用料	548円
紙請求書発行等手数料	330円
重複入金等による預り金	-7,448円
※うち消費税等 10%対象	602円
(課税対象額は6,026円でした。)	
※au合計台数 2台	

お問い合わせ先

◆au au携帯電話から 157

一般電話から 0120-977-033

受付時間 9時～20時 (年中無休・無料)

◆povo WEBのサポートページをご確認ください

切 取 り 線

払込受領証
(RECEIPT)

(銀行・CVS用)

払込人氏名(CUSTOMER NAME)

大澤 洋子 様

受取人 KDDI 株式会社

ご請求年月/金額

2023年 5月

¥596

(うち消費税等)

ご請求コード(CUSTOMER CODE)

8003551502

受領印欄

取込印紙

5.5.18

(銀行・CVSへお客様渡し)

※ 領収書等証拠書類は、四隅をしっかりと貼付すること。
※ 領収書等が複数ある場合には、重ならず貼ること。

支 出 書

		代 表 者	経 理 責 任 者
			
支 出 年 月 日	2023 年 4 月 4 日		
支 出 科 目	事務費		
金 額	13,068 円		
内 容	会派複合機 リース代 Fujixerox 4/1～4/30		
経費算出表			
		4月リース代	13,068
合 計			13,068
※複数の支出項目や按分した経費がある場合に記載してください。			
摘 要			

※会派に所属しない議員に対する政務活動費の場合は、「代表者」欄を「会派に所属しない議員」欄とし、「経理責任者」欄は使用しない。

書細明求替振座口

発行日 2023 年 3 月 20 日

拝啓、毎々格別のお引き立てにあずかり厚くお礼申し上げます。
今月分のご請求金額は下記の通りとなっております。
ご査収の上、宜しくご手配いただきますようお願い申し上げます。

リコーリース株



引き落し日	2023年 4月 4日
ご請求金額	13,068円
請求書番号	202303-4-007600

【自動引落とし口座】

横浜銀行 相模原駅前支店
口座番号の下3桁は、お客様情報保護のため「***」と表示しています。

〈お願い〉

1. 上記ご請求金額を指定口座より引き落しさせていただきます。
2. 引き落日の前日(金融機関営業日)までにご入金いただきますようお願い申し上げます。
3. 既にお支払済みまたはお取引内容に変更のある場合はご丁ください。

請求明細書

[illegible]

区分 L:リース C:クレジット R:レンタル P:パーソナルクレジット K:割賦 X:その他S
 種別 01:リース料金等 03:保料金 04:合意解約金 05:物件代金 06:弁済金 07:その他

続きは裏面をご確認下さい。

市民民主クラブ 御中

発行日 2023 年 04 月 07 日

領収証番号 0000001658

領 収 証

毎々格別のお引立てにあずかり厚くお礼申し上げます。
下記金額を正に領収させていただきましたこと、お知らせ申し上げます。

リコーリース株



東京都千代田区紀尾井町4-1

領 収 日	2023 年 4 月 4 日
領 収 額	13,068 : 円

納税申告紙印
町廻につき
済認承署務税

お支払方法	口座振替
振替口座	横浜銀行 相模原駅前支店 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 口座番号の下3桁は、お客様情報保護のため「***」と表示しています。 シミンミンシユクラフ タミヒョウ オオサクヨウコ

領收明細書

[illegible]

続きは裏面をご覧ください。

No.

支 出 書

		代 表 者	経理責任者
			
支 出 年 月 日	2023年4月28日		
支 出 科 目	事務費		
金 額	9,380円		
内 容	(内訳) プリンタートナー1点 = 9,380円		
経費算出表			
TC-C4AK2 (ブラック)		9,380円	
合 計			
※複数の支出項目や按分した経費がある場合に記載してください。			
摘 要			

※会派に所属しない議員に対する政務活動費の場合は、「代表者」欄を「会派に所属しない議員」欄とし、「経理責任者」欄は使用しない。

23.4.3

ヨドバシカメラ

町田店

電話番号042-721-1010

領 収 書

様



お問合せセンター番号
2712-1205-053232
2023年04月03日
15時30分

印紙税申告納
付につき四谷
税務署承認済

販売担当者

--ご注文番号--(NO. 3774249801)---
OKI 4949443214376

TC-C4AK2 1点 9,380

合 計 9,380
(内消費税 852 含む)

10%対象 9,380
(10%内消費税 852 含む)

GPM(1 かい) 9,380
(内消費税 852 含む)
つり銭 0

支 出 書

		代 表 者	経理責任者
			
支 出 年 月 日	2023 年 5 月 8 日		
支 出 科 目	事務費		
金 額	2,807 円		
内 容	会派FAX 回線使用料 4月分		
経費算出表			
合 計			2,807
※複数の支出項目や按分した経費がある場合に記載してください。			
摘 要			

※会派に所属しない議員に対する政務活動費の場合は、「代表者」欄を「会派に所属しない議員」欄とし、「経理責任者」欄は使用しない。

口座振替のご案内 (東日本ご利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替日 (TRANSFER DAY)
042-754-1602	2023年 5月ご請求分	2023年 6月 5日(月)
振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	2, 8 0 9 円	

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただきます。

※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替ができなかった場合は、原則、振替日から起算して15日後に再度振替させていただきます。

NTTファイナンス株式会社 電話料金 平料金領収証
(東日本ご利用分)

お客様電話番号等
(BILLING NUMBER) 0 4 2 - 7 5 4 - 1 6 0 2

ご請求先氏名(CUSTOMER NAME)
市民民主クラブ 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。

The following amount was transferred from your account. (2023年 5月21日発行)

2023年 4月ご請求分	(2023年 5月 8日振替)
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	2, 8 0 7 円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	* * * * *
口座番号 ACCOUNT	* * * * *

印紙税申告納
付につき 芝
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70

[NTTファイナンスからのお知らせ]

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTT東日本ご請求額

(合計)

2, 8 0 9 円

2, 8 0 9 円

詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は翌月に2ヶ月まとめてご請求しております。

*** NTT東日本からのお知らせ *** フレッツ光の料金プラン「にほんブログ村」はご請求内訳の「解約金がかからない期間」を過ぎると自動更新されます。更新をご希望されない場合はNTT東日本へご連絡が必要です。
なお「解約金がかからない期間」以外での「フレッツ光」の解約は、解約金「戸建て向けサービスの場合4,950円(税込)、集合住宅向けサービスの場合1,650円(税込)」がかかります。詳しくはフレッツ公式HPをご確認ください。

*** NTT東日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

J300B1391001 21058 21058 00 A



252-0239
相模原市中央区中央2丁目11-15
相模原市役所 本庁2F
市民民主クラブ 様



023052503052386114



1座振替のご案内(東日本ご利用分)

※、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

Webでのお問い合わせ先

発行日 2023年 5月21日発行

会社 差出: NTTファイナンス (株)

〒100-0001 東京都港区港南1-2-70

〒100-0001 東京都港区港南1-2-70 (無料)

1先) 千葉県市川市平田2丁目 日本

2 99 郵便局 市川郵便局私書箱2号

社用 J300B1391001 21058 21058 00 A 23050400A



この封筒は、①②の順にゆつくりおはがしください。①の裏面は、封筒の裏面を貼ることで開封されます。

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
042-754-1602 NTT東日本ご利用分 2,809	2,500 51	回線使用料(基本料)(事務用) ダイヤル通話料 (内訳) イチリッツ1通話分 <(内訳) イチリッツ1通話通話料 (内訳) 通常通話料通話分 ユニバーサルサービス料他 消費税等相当額(合計)	合算 合算
合計	2,809	合計	合算

支 出 書

代 表 者	経理責任者
大沢	仁科

検

支 出 年 月 日	2023 年 5 月 8 日
支 出 科 目	事務費
金 額	11,125 円
内 容	会派コピーカウント代 5月使用分（3月分）

経費算出表

合 計		11,125

※複数の支出項目や按分した経費がある場合に記載してください。

摘 要

3月の支払いが、5月引き落としのため、前年度での繰入にできませんでした。
そのため、4月度の支払いとして繰り入れます。

※会派に所属しない議員に対する政務活動費の場合は、「代表者」欄を「会派に所属しない議員」欄とし、「経理責任者」欄は使用しない。

相模原市議会 市民民主クラブ

請求書

発行日：2023年04月04日
請求書番号：830403-0307427

様

富士フイルムビジネスソリューションジャパン



今回請求額 11,125円

毎度お引立を賜りありがとうございます。上記のとおりご請求申し上げます。
ご請求内容のお問合わせ、ご請求の住所、部課名、届け日の変更の際は、下記にご連絡をお願いいたします。

お問合わせ番号：T300676538 電話：0120-069-860

お支払約束手日	2023年05月08日
お支払方法	口座振替(SMBCファイナンス)
金融機関名	横浜銀行
本・支店名	相模原駅前支店
預金種目/口座番号	普通預金 / *****
指定口座名	上記、お支払約束手日に口座より引落しさせていただきます。

料金項目/品名	期日/品名/日	数量	単価	小計(円)	合計(円)
トータルサービス料金	2023/03/01-2023/03/31				1011
黒モード	1カウント以上	164	1.50	246	
フルカラー	1カウント以上	510	15.00	7650	
ご使用合計		215			
【代金/料金合計】					1011
【消費税および地方消費税(10%)】					101
【今回請求額】					1112
※ご利用機種/機械番号: DocuCentre-VII C3373 PFS 535260					
(今回)	(前回)	(テスト)	(ミス)	2023/03/01-2023/03/31	
1(61054)	59394	0	17		
2(19227)	18711	0	6		

13515 00308 3307477214 31 0407 0C9
A-014684 0000 T300676538 510 INK 0000 11213020

3 1 備考：

M1F003

日次	項目	担当者	備考
05-04-05	電話		
05-04-06	口座振替		
05-04-13	公金		
05-04-18	自動繰		
05-04-18	自動繰		
05-04-18	自動繰		
05-04-18	自動繰		
05-04-26	振込		
05-05-06	電話		
05-05-08	口座振替		
05-05-08	口座振替		
05-05-08	自動繰		

[illegible][illegible]

1. 本公司之董事、监事、高级管理人员及持有本公司5%以上股份的股东，均持有本公司股票，且其持有本公司股票的时间均超过12个月。

[illegible]